

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	2026年6月15日
<b>【会社名】</b>	Terra Drone株式会社
<b>【英訳名】</b>	Terra Drone Corporation
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 徳重 徹
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都渋谷区南平台町2番17号
<b>【電話番号】</b>	03-6419-7193(代表)
<b>【事務連絡者氏名】</b>	執行役員 後藤 克巳
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	東京都渋谷区南平台町2番17号
<b>【電話番号】</b>	03-6419-7193(代表)
<b>【事務連絡者氏名】</b>	執行役員 後藤 克巳
<b>【届出の対象とした募集有価証券の種類】</b>	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

## 【届出の対象とした募集金額】

(第18回新株予約権証券)  
 その他の者に対する割当 7,892,100円  
 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額  
 1,735,622,100円

(第19回新株予約権証券)  
 その他の者に対する割当 7,038,900円  
 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額  
 2,353,338,900円

(第20回新株予約権証券)  
 その他の者に対する割当 6,612,300円  
 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額  
 3,206,112,300円

(第21回新株予約権証券)  
 その他の者に対する割当 5,759,100円  
 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額  
 4,271,759,100円

(第22回新株予約権証券)  
 その他の者に対する割当 2,464,800円  
 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額  
 2,846,464,800円

(注) 第18回新株予約権証券乃至第22回新株予約権証券について、新株予約権の払込金額の総額及び新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出現在における見込額です。行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

(第23回新株予約権証券)  
その他の者に対する割当 72,500円  
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額  
20,322,500円

(第24回新株予約権証券)  
その他の者に対する割当 48,600円  
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額  
19,848,600円

(第25回新株予約権証券)  
その他の者に対する割当 33,800円  
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額  
19,533,800円

(第26回新株予約権証券)  
その他の者に対する割当 22,000円  
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額  
20,022,000円

(第27回新株予約権証券)  
その他の者に対する割当 14,700円  
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額  
21,014,700円

(注) 第23回新株予約権証券乃至第27回新株予約権証券について、新株予約権の払込金額の総額及び新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出現在における見込額です。行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)】

##### (1) 【募集の条件】

発行数	2,133個
発行価額の総額	7,892,100円 (本有価証券届出書(下記(注)2に定義する。)提出日現在における見込額であり、新株予約権1個当たりの発行価額に2,133を乗じた金額とする。)
発行価格	3,700円(第18回新株予約権の目的である株式1株当たり37.00円) 但し、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で第18回新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年6月19日又は2026年6月22日のいずれかの日(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)」において「条件決定日」という。)において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法(下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」を参照。)と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	Terra Drone株式会社 東京都渋谷区南平台町2番17号
払込期日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

- (注) 1 第18回新株予約権(以下「第18回新株予約権」といい、第19回新株予約権証券(以下「第19回新株予約権」といい)、第20回新株予約権証券(以下「第20回新株予約権」といい)、第21回新株予約権証券(以下「第21回新株予約権」といい)、第22回新株予約権証券(以下「第22回新株予約権」といい)、第23回新株予約権証券(以下「第23回新株予約権」といい)、第24回新株予約権証券(以下「第24回新株予約権」といい)、第25回新株予約権証券(以下「第25回新株予約権」といい)、第26回新株予約権証券(以下「第26回新株予約権」といい)及び第27回新株予約権証券(以下「第27回新株予約権」といい)と併せて、個別に又は総称して「本新株予約権」といい)は、2026年6月15日(以下「発行決議日」といい)開催の当社取締役会において発行(以下、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による資金調達を「本資金調達」といい)を決議しております。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本新株予約権の募集に関する届出(以下「本有価証券届出書」といい)の効力発生後、払込期日までに当社及びみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といい、第23回新株予約権乃至第27回新株予約権の割当予定先である当社代表取締役社長 徳重徹(以下「徳重氏」といい)と総称して「割当予定先」といい)との間で第18回新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3 第18回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
- 4 第18回新株予約権の振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋兜町7番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第18回新株予約権の目的となる株式の総数は213,300株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第18回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</li> <li>2. 行使価額の修正基準 第18回新株予約権の行使価額は、別記「(2) 新株予約権の内容等 (注)」欄第6項第(3)号に定める第18回新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)」において「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)を「東証終値」という。)の95%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に、当該修正日以降修正される。</li> <li>3. 行使価額の修正頻度 行使の際に上記第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</li> <li>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、8,000円とする。 当社は、割当日の翌銀行営業日以降、当社取締役会の決議(以下、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の任意の回号の下限行使価額の修正を行う決議を「下限行使価額修正決議」という。)により、任意の金額に下限行使価額の修正を行うことができる。 但し、修正後の下限行使価額は、4,050円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定の規定を準用して調整される。)(以下、「第18回新株予約権絶対下限行使価額」といい、第18回新株予約権絶対下限行使価額及び下記でそれぞれ定義する第19回新株予約権絶対下限行使価額乃至第22回新株予約権絶対下限行使価額を、個別に又は総称して「絶対下限行使価額」という。)を下回ることができないものとする。修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日(当日を含まない。)の2取引日後の日以降適用される。 下限行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定の規定を準用して調整される。</li> <li>5. 割当株式数の上限 213,300株(2026年1月31日現在の発行済株式総数に対する割合は2.19%)</li> <li>6. 第18回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 1,714,292,100円(上記第4項に記載の下限行使価額にて第18回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、第18回新株予約権の一部は行使されない可能性がある。)</li> <li>7. 第18回新株予約権には、当社の決定により第18回新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</li> </ol>
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第18回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式213,300株とする(第18回新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)」において「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、下記第2項乃至第5項により割当株式数が調整される場合には、第18回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</li> <li>2. 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)」において「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。 調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率</li> </ol>

	<p>3. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>4. 本欄に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、第18回新株予約権に係る新株予約権者(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)」において「第18回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 第18回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第18回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第2項に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第18回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、当初、2026年6月12日の東証終値と条件決定日の直前取引日の東証終値のいずれか高い方の金額(本「1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)」において「当初行使価額」という。)とする。但し、行使価額は下記第3項又は第4項に従い、修正又は調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正 修正日の直前取引日の東証終値の95%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に、当該修正日以降修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>4. 行使価額の調整 (1) 当社は、当社が第18回新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)」において「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。))の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含むが第19回新株予約権乃至第27回新株予約権を除く。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第18回新株予約権の行使請求をした第18回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(東証終値のない日数を除く。)の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第18回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が上記第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

	(7) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額(下限行使価額を含む。)の適用開始日の前日までに、第18回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額(調整前の下限行使価額を含む。)、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,735,622,100円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。実際の払込金額(発行価額)の総額は条件決定日に確定するため、本有価証券届出書提出日現在における見込額とは異なる可能性がある。) (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、第18回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第18回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第18回新株予約権を消却した場合には、第18回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第18回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第18回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る第18回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第18回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 第18回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	割当日の翌銀行営業日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、第18回新株予約権を行使することができない。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 渋谷支店
新株予約権の行使の条件	第18回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 当社は、第18回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第18回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに第18回新株予約権者に通知をしたうえで、当該取得日に、第18回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第18回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第18回新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した第18回新株予約権を消却するものとする。 2. 当社は、2029年7月9日に、第18回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第18回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第18回新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第18回新株予約権を消却するものとする。 3. 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)」において「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに第18回新株予約権者に通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生前に、第18回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第18回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第18回新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第18回新株予約権を消却するものとする。 4. 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監視銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、第18回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第18回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第18回新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第18回新株予約権を消却するものとする。

新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。但し、別記「(2) 新株予約権の内容等 (注) 1 (2) 資金調達方法の概要」に記載のとおり、みずほ証券は、第18回新株予約権について、当社取締役会の承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に譲渡することができない旨が、本割当契約(みずほ証券)(別記「(2) 新株予約権の内容等 (注) 1 (2) 資金調達方法の概要」に定義する。)において規定される予定である。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、「Unlock "X" Dimensions(異なる次元を融合し、豊かな未来を創造する)」というミッションのもと、低空域経済圏におけるドローンソリューションと運航管理システム(UTM)の提供を通じて、産業課題の解決と空の安全管理に貢献することを目指しております。現在は、測量・災害復旧、点検、農業、防衛分野でのドローンソリューション事業と、ドローンの運航管理プラットフォームを展開するUTM事業をグローバルに展開しております。

当社が事業を展開する、ドローンソリューションおよびUTM市場は世界的な拡大が見込まれております。とりわけ昨今の地政学リスクの高まりや各国の規制・政策の変化(米国における国防権限法に基づく中国製ドローンの排除厳格化や、日本におけるドローンの「特定重要物資」指定による国産化推進など)を背景に、非中国系の産業用ドローン市場は構造的な拡大局面(経済安全保障を背景とした反中国・国産化の流れ)を迎えております。

このような市場環境の中、当社グループの各事業領域においても強力なマクロの追い風を受け、今まさに機動的に動くべきチャンスが到来しております。

防衛事業においては、2026年3月23日付「新規事業の開始(防衛装備品市場への参入)および米国子会社設立に関するお知らせ」により、防衛装備品市場への本格参入を発表して以降、無人アセットに係る国内防衛予算の急増等を背景に、ウクライナの迎撃ドローン企業2社の子会社化およびウクライナの偵察ドローン企業との合併会社の設立に向けた準備の開始や新製品(迎撃ドローン「Terra A1」「Terra A2」や偵察ドローン「Terra C1」)の発売、防衛装備庁からの案件受注など、急速な事業立ち上げを進めております。

UTM事業においては、欧州を中心に世界各国でルール整備が進む中、当社の連結子会社であるUniflyが各国の航空管制局(ANSP)から受ける新規引き合いが増加しているほか、保安・防衛用途といった新規領域での需要も立ち上がりつつあります。

ドローンソリューション事業においては、高い性能と圧倒的な価格競争力を持つ自社開発の屋内点検用ドローン「Terra Xross 1」の世界的な引き合い増加や、サウジアラビアにおける石油・ガス施設向け案件の本格化など、高い成長ポテンシャルが顕在化しております。

特にUTMや点検事業は、一度導入されるとスイッチングコストが極めて高く、先行導入が市場独占に直結しやすい性質を持っております。また、防衛事業についても、国内においては防衛省・防衛装備庁との信頼関係を早期に構築することで継続的な受注が見込める状況にあると考えております。

このように、将来の「グローバルNo.1」という目標達成に向けて、まさに今、迅速に市場シェアを獲得し先行者利益を形成することが極めて重要であると考え、この時期での資金調達を実施する判断に至りました。急拡大する防衛領域等の新規事業への投資や機動的なM&Aを実行するためには、新規上場時の調達資金(注)のみでは不足する見通しであり、今回新たな成長資金を確保する必要があると判断しております。このタイミングで資金調達を行い現預金を確保することにより、資金繰りの制約を回避し、シェア獲得の蓋然性がより高まるものと考えております。

本資金調達によって確保した資金は、事業拡大のスピードを最優先とし、以下の施策に機動的に充当することで、当社の非連続的・連続的な成長目標の達成に寄与するものと考えております。

また、本資金調達においては、みずほ証券への新株予約権の割り当てと同時に、当社の筆頭株主かつ経営の核心を担う当社代表の徳重氏に対し、以下の企図をもって新株予約権の割り当てを実施いたします。

経営へのコミットメント

徳重氏に割り当てる各回号の新株予約権の行使価額を、みずほ証券に割り当てる各回号の新株予約権の当初行使価額と同額とするとともに、行使価額の修正条項を設けない条件とすることで、株主の皆様と同じ目線に立ち、企業価値向上への強い意欲を構造的に担保いたします。

## 企業価値への自信

徳重氏の今後の経営に対する強いコミットメントと当社企業価値に対する強い確信を示すものでございます。

なお、今回の資金調達における具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては別記「11 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載しております。

前連結会計年度(2025年2月1日～2026年1月31日)における当社の連結ベースでの売上高は4,782百万円、売上総利益は2,312百万円、営業損失は1,143百万円、経常損失は1,284百万円、税金等調整前当期純損失は2,823百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は2,497百万円でした。

また、当社の2027年1月期第1四半期連結累計期間における当社の連結ベースでの売上高は1,010百万円、売上総利益は448百万円、営業損失は434百万円、経常損失は325百万円、税金等調整前四半期純損失は334百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失は249百万円となり、2027年1月期第1四半期末時点での四半期連結貸借対照表における現金及び預金は2,258,421千円でした。当社が別記「11 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した事業投資等を行うためには、今回の調達が必要であると考えております。2027年1月期第1四半期決算の詳細については、本日付「2027年1月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」をご参照ください。

(注) 新規上場時の調達資金の充当状況(参考)

当社は、2024年10月25日付で提出した有価証券届出書を通じ、2024年11月の新規上場時において公募増資による資金調達を実施いたしました。当該調達資金につきましては、その後の事業進捗や経営環境の変化に柔軟に対応するため、資金使途及び支出予定時期の変更を行っております。

変更後の資金使途に対する2026年1月31日現在の充当済額及び未充当額は以下のとおりです。

M&A資金：充当予定額 810,660千円に対し、充当済額は422,535千円(未充当額 388,125千円)

子会社成長の為に投融資：充当予定額 1,470,000千円に対し、充当済額は1,217,120千円(未充当額 252,880千円)

国内UTMシステムやグループ管理システム等の構築：充当予定額 204,600千円に対し、充当済額は34,600千円(未充当額 170,000千円)

上記の通り、前回の調達資金の未充当額(残額810,745千円)につきましては、M&A資金、子会社成長に向けた投資、およびシステム投資として、既定の計画に全額充当される見込みとなっております。

## (2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、以下のとおり本新株予約権を割当予定先に対して割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資金調達及び資本増強が行われる仕組みとなっております。

第18回新株予約権乃至第22回新株予約権：対象株式数を合計948,000株、行使期間を約3年間とし、行使価額が固定されていない行使価額修正条項付新株予約権

第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の行使価額は、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっておりますが、修正後の行使価額が下限行使価額(当社が下限行使価額修正決議により絶対下限行使価額の範囲内で下限行使価額を修正する場合には、修正後の下限行使価額)を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、さらなる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。第18回新株予約権乃至第22回新株予約権は同時に発行されるものの、当初行使価額及び下限行使価額が異なることから、それぞれの行使がされる期間は必ずしも重ならないと想定され、一時期に発生する希薄化も限定的となることが期待されます。5回号に分けた新株予約権による調達としているのは、当社として高い目標株価を掲げつつ、株価の上昇に合わせて段階的に新株予約権の行使及び資金調達が進むスキームとすることを志向したためです。すなわち、当社の2026年6月12日時点の株価の約3.7倍の水準となる30,000円を当初行使価額及び下限行使価額とする回号(第22回新株予約権)を発行すると同時に、当社の現状の株価と同水準である場合にも行使による資金調達が進む回号(第18回新株予約権)も併せて発行し、更に、両回号の当初行使価額及び下限行使価額の間で段階的に当初行使価額及び下限行使価額が設定されている第19回新株予約権乃至第21回新株予約権と組み合わせることで、当社株価が上昇していった場合に、上昇した当社株価に合わせて新株予約権の行使による調達も進み、また、新株予約権1個当たりの行使時の調達額も切り上がっていくことが想定されております。

また、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権には、当社の判断により、みずほ証券に対して一定期間中の第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の不行使を義務付けることが可能な停止指定条項(下記<停止指定条項>をご参照ください。)が付与されております。

第23回新株予約権乃至第27回新株予約権：対象株式数を合計7,300株、行使期間を約3年間とし、行使価額が固定されている新株予約権(行使価額は修正されない)

第23回新株予約権乃至第27回新株予約権は同時に発行されるものの、その行使価額が異なることから、それぞれの行使がされる期間は必ずしも重ならないと想定され、一時期に発生する希薄化も限定的となることが期待されます。5回号に分けた新株予約権による調達としているのは、みずほ証券に割り当てる新株予約権(第18回新株予約権乃至第22回新株予約権)と同様の趣旨となりますが、当社として高い目標株価を掲げつつ、株価の上昇に合わせて段階的に新株予約権の行使がなされることを志向したためです。すなわち、当社の2026年6月12日時点の株価の約3.7倍の水準となる30,000円を行使価額とする回号(第27回新株予約権)を発行すると同時に、当社の現状の株価と同水準の行使価額を有する回号(第23回新株予約権)も併せて発行し、更に、両回号の行使価額の間で段階的に行使価額が設定されている第24回新株予約権乃至第26回新株予約権と組み合わせることで、当社株価が上昇していった場合に、当社株価の上昇に合わせて新株予約権の行使がなされる設計とすることで、徳重氏が株主の皆様と同じ目線に立ち、企業価値向上への強い意欲を構造的に担保しようとしたものとなります。

当社がみずほ証券との間で、本有価証券届出書の効力発生後に締結する第三者割当て契約(以下「本割当て契約(みずほ証券)」といいます。)には、下記の内容が含まれます。

<みずほ証券の誠実努力義務>

みずほ証券は、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の行使について、当社の第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の発行目的を十分に理解した上で誠実にを行うよう最大限努力します。

<停止指定条項>

- 1) 当社は、みずほ証券に対して、みずほ証券が第18回新株予約権乃至第22回新株予約権を行使することができない期間(以下「停止指定期間」といいます。)を何度でも指定(以下「停止指定」といいます。)することができます。停止指定期間は、割当日の翌々取引日から2029年1月9日までの期間中のいずれかの期間とし、当社がみずほ証券に対して停止指定を通知した日の翌々取引日から(当日を含みます。)当社が指定する日まで(当日を含みます。)とします。
- 2) 当社は、停止指定を行った場合、いつでもこれを取り消すことができます。
- 3) 当社は、停止指定を行った場合又は停止指定を取り消した場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

<譲渡制限条項>

みずほ証券は、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権について、当社の取締役会による承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うことはできません。

<第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の買取請求条項>

みずほ証券は、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権発行後、割当日の翌取引日から2029年5月25日までのいずれかの5連続取引日の東証終値の全てが4,050円(但し、本割当て契約の締結後に、当社普通株式に係る株式分割、株式併合又は無償割当て等が生じた場合には、公平かつ合理的に調整されます。) (以下「基準金額」といいます。)を下回った場合における当該5連続取引日の末日以降、又は2029年5月28日以降はいつでも、当社に対して通知することにより当該各第18回新株予約権乃至第22回新株予約権を買い取ることを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、当該通知を受領した日から15営業日以内に、残存する当該各第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の全部を、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権1個当たりの払込金額と同額で買い入れるものとします。

なお、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権には、当社の選択により2週間以上前に事前通知をすれば、いつでも、残存する第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の全部を、発行価額と同額にて取得することができる旨の取得条項、及び当社が第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の行使期間の末日(2029年7月9日)に、当該時点で残存する第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の全部を、発行価額と同額にて取得する旨の取得条項が付されております。当該取得条項については、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項及び第2項をご参照ください。

当社が徳重氏との間で、本有価証券届出書の効力発生後に締結する第三者割当て契約(以下「本割当て契約(徳重氏)」といい、本割当て契約(みずほ証券)と合わせて「本割当て契約」と総称します。)には、下記の内容が含まれます。

<譲渡制限条項>

徳重氏は、第23回新株予約権乃至第27回新株予約権について、当社の取締役会による承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うことはできません。

## (3) 資金調達方法の選択理由

様々なエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な手法であるかどうかと共に、既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかも重視いたしました。また、資本政策の変更が必要となった場合の柔軟性が確保されていること等も手法選択の判断材料といたしました。

その結果、以下に記載した<本資金調達方法のメリット>、<本資金調達方法のデメリット>及び<他の資金調達方法との比較>を踏まえ、当社は、本新株予約権による資金調達が、当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択であると判断いたしました。

## &lt;本資金調達方法のメリット&gt;

- 1) 当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な設計となっております。
  - ・第18回新株予約権乃至第22回新株予約権については、みずほ証券の裁量による第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の行使に伴う資金調達を行いながら、当社の資金需要や株価の状況に応じて当社が停止指定を発することにより、臨機応変な資金調達を図ることが可能な設計となっております。
- 2) 過度な希薄化への配慮がなされております。
  - ・発行後の当社株価動向にかかわらず、本新株予約権の行使による最大増加株式数が固定されていることから、行使価額の下修正がなされたとしても潜在株式数が増加せず、行使価額の下修正がなされた場合には潜在株式数が増加する転換社債型新株予約権付社債(一般的なMSCB)とは異なり、株式価値の希薄化が限定されております。
  - ・特に第19回新株予約権乃至第22回新株予約権については、その下限行使価額が現状の株価対比で同水準又はより高い水準にそれぞれ設定されているため、当該下限行使価額を上回って株価が推移する局面においてのみ、行使がなされる設計となっております。なお、当社は、下限行使価額修正決議により、下限行使価額を修正することができますが、その場合でも、下限行使価額は、第18回新株予約権及び第19回新株予約権については4,050円を下回らず、第20回新株予約権については7,500円を下回らず、第21回新株予約権については10,000円を下回らず、第22回新株予約権については15,000円を下回らないため、経済的な意味における希薄化が一定限度を超えて発生することはありません。
- 3) 株価への影響の軽減が期待されます。
  - ・第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の行使価額は、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっておりますが、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、さらなる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。
  - ・第18回新株予約権乃至第22回新株予約権には停止指定条項が付与されており、当社株価動向等を勘案して、当社がみずほ証券による第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の行使を希望しない場合は、停止指定期間を指定することで、株価低迷の局面においてさらなる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給を抑制することができます。
- 4) 資本政策の柔軟性が確保されております。
  - ・資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により残存する本新株予約権の全部を取得することができることから、資本政策の柔軟性を確保することができます。
- 5) 一時期の希薄化が限定的となります。
  - ・第18回新株予約権乃至第22回新株予約権は同時に発行されるものの、当初行使価額及び下限行使価額が異なることから、それぞれの行使がされる期間は必ずしも重ならないと想定され、一時期に発生する希薄化も限定的となることが期待されます。

なお、本新株予約権には下記のデメリットが存在しますが、上記のメリットは、当社にとって下記のデメリットを上回る優位性があるものと考えております。

## &lt;本資金調達方法のデメリット&gt;

- 1) 新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。
- 2) 本新株予約権の行使期間において、本新株予約権の行使により交付される株式数に応じて株式価値の希薄化が発生します。
- 3) 市場環境に応じて、本新株予約権の行使完了までには一定の期間が必要となります。また、当社の株式の流動性が減少した場合には、行使完了までに時間がかかる可能性があります。
- 4) 株価の下落局面においては、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の行使価額が下方修正されることにより、調達額が当初予定額を下回る可能性があります。また、株価水準によっては本新株予約権の行使が行われず資金調達が進まない可能性があります。特に第19回新株予約権乃至第22回新株予約権については、下限行使価額が現状の株価対比で同水準又はより高い水準にそれぞれ設定されているため、当該下限行使価額を上回って株価が推移する局面においてのみ、資金調達が進む設計となっております。なお、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権については、下限行使価額修正決議により、一定の限度で下限行使価額を修正することができるため、かかるデメリットを一定程度緩和する設計となっております。
- 5) 第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の発行後に、東証終値が一定期間基準金額を下回った場合等には、みずほ証券が当社に対して買取請求を行う場合があります。

また、当社は、本新株予約権を選択するにあたり、下記のとおり、他の資金調達手法との比較検討も行い、その結果、本新株予約権が現時点において当社にとって最良の選択であると判断いたしました。

## &lt;他の資金調達方法との比較&gt;

- 1) 公募増資により一度に全株を発行する場合には、一時に全額の資金調達を実現可能な反面、1株当たりの利益の希薄化もその全額につき一時に発生するため、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。
- 2) 第三者割当増資により一度に全株を発行する場合には、一時に全額の資金調達を実現可能な反面、1株当たりの利益の希薄化もその全額につき一時に発生するため、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。また、現時点では当社として株式を割り当てるに値する適切な割当先が存在しません。
- 3) 株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存投資家の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた調達が不確定であるため、今回の資金調達方法として適切でないものと考えております。
- 4) 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて変動するという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するために、株価への影響が想定以上に大きくなるおそれがあり、今回の資金調達方法として適切でないものと考えております。
- 5) 株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達方法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、株主割当増資と同様に、既存株主の応募率及び資金調達の実効性が非常に不透明である他、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できません。以上から、今回の資金調達方法として適切でないものと考えております。
- 6) 銀行借入による資金調達は、調達金額が全額負債となるため財務健全性の低下につながり、今回の資金調達方法として適切でないものと考えております。

## (4) 本新株予約権による資金調達の特徴

< 本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨 >

本新株予約権のように、新株予約権を第三者割当の方法により発行して行う資金調達においては、通常、発行決議日に、全ての条件を決定します。

しかし、今回の資金調達においては、本新株予約権の発行決議に係る公表と同時に、2027年1月期第1四半期決算(以下「本第1四半期決算」といいます。詳細は当社の2026年6月15日付「2027年1月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」をご参照ください。)及び2026年6月15日付「エストニア子会社設立に関するお知らせ」を公表しています。これらの公表の市場における受け止め方いかんによっては、本日(発行決議日)以降の当社の株価に影響があり得ますところ、当社としては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、仮にこれらの公表を踏まえた株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することは、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、株価の上昇を反映した上で本新株予約権の発行条件が決定されることがより適切であると考えています。そこで、本日(発行決議日)からこれらの公表に伴う株価への影響の織り込みのための一定期間を経過した日を条件決定日として設定しています。当社は、当社の過去の決算等の公表後における当社普通株式の株価推移や東証の立会内取引時間中における株価の変動状況等を勘案し、株価がこれらの公表を織り込むために要する日数としては、3取引日乃至4取引日程度を要すると考えており、条件決定日を、本日(発行決議日)から4取引日又は5取引日後にあたる、2026年6月19日又は2026年6月22日の期間のいずれかの日に設定することといたしました。なお、本新株予約権の発行価額は、発行決議日時点の本新株予約権の価値と条件決定日時点の本新株予約権の価値のいずれか高い方を基準として決定されるため、本新株予約権の発行価額について、当社にとって不利益となる変更はありません。

< 本新株予約権の発行価額の決定方法 >

下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載のとおり、本新株予約権の発行価額は、第三者評価機関に価値算定を依頼し、当該価値算定結果に基づき決定されます。本日(発行決議日)の発行決議に際して発行決議日の直前取引日の東証終値等を前提としてかかる算定を行い決定した発行価額が、上記「(1) 募集の条件」の表中「発行価格」欄に記載の金額です。

しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、本日(発行決議日)以降の株価の値動きが反映されておりません。そこで、条件決定日時点において、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載されている方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、本日(発行決議日)以降の株価の上昇等を理由として、上記「(1) 募集の条件」の表中「発行価格」欄に記載の金額を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき決定される金額を、本新株予約権の発行価額といたします。他方、本日(発行決議日)以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が上記「(1) 募集の条件」の表中「発行価格」欄に記載の金額以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権の発行価額は上記「(1) 募集の条件」の表中「発行価格」欄に記載の金額のまま据え置かれます。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日において本新株予約権の価値が上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないということです。したがって、本新株予約権1個当たりの発行価額が、発行決議日時点の算定結果に基づく発行価額を下回って決定されることはありません。

< 第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の下限行使価額の修正 >

当社取締役会は、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の行使期間中はいつでも、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の任意の回号の新株予約権について、各新株予約権の修正後の下限行使価額が各々の絶対下限行使価額を下回らない範囲で、任意の行使価額に修正することを決議することができます。

当社は、本新株予約権の下限行使価額の修正を決議するに際して、当該修正が行われる時点における当社の喫緊の資金需要等の事情(防衛事業に関して大型受注発生時等の喫緊の体制拡充が必要になった場合や、当社が現在想定していない規模の潜在的なM&A案件が生じ、当社の企業価値向上のために一定規模の資金が急遽必要となる場合等)を考慮した上で、任意の回号(複数回号の場合も含む。)の行使価額を修正する必要性について判断する予定です。

当社は、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の下限行使価額の修正を決議した場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

- 2 第18回新株予約権乃至第22回新株予約権に表示された権利の行使に関する事項についてみずほ証券との間で締結する予定の取決めの内容
- 第18回新株予約権乃至第22回新株予約権に関して、当社は、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の割当予定先であるみずほ証券との間で、本有価証券届出書の効力発生をもって締結予定の本割当契約(みずほ証券)において、上記「1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要」に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定であります。
- <みずほ証券との誠実協議>
- 当社は、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権が残存している期間中、当社普通株式の発行若しくは処分(但し、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づく場合を除きます。)又は新株予約権(但し、当社のストックオプション制度に基づく場合を除きます。)若しくは新株予約権付社債を發行(以下「新株式發行等」といいます。)しようとする場合(但し、資本提携又はM&A目的による新株式發行等の場合を除きます。)には、みずほ証券が当該新株式發行等の引受けを行い、又はその割当てを受ける可能性について、みずほ証券との間で誠実に協議するものとします。
- <ロックアップ>
- 1) 当社は、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の発行及び第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の行使による当社普通株式の交付を除き、(イ)割当日から起算して180日を経過した日、又は(ロ)第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の全てが存在しなくなった日のうちいずれか遅い日までの間、みずほ証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債及び当社普通株式を取得の対価とする取得請求権付株式又は取得条項付株式を含みますがこれらに限られません。以下同じです。)の発行又は処分(但し、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の役員・従業員向けストックオプションの付与、譲渡制限付株式報酬としての当社普通株式の付与、当社普通株式に係る株式分割、当社普通株式に係る株式無償割当て、吸収分割、株式交換、株式交付若しくは合併に伴う当社普通株式の交付、新株予約権の行使に伴う当社普通株式の交付、又は単元未満株式の買増請求に応じて行う株式の譲渡によるものを除きます。)を行わないこと、並びに上記の発行又は処分を実施することに関する公表を行わないことをみずほ証券に対して誓約します。
  - 2) 当社は、(イ)割当日から起算して180日を経過した日、又は(ロ)第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の全てが存在しなくなった日のうちいずれか遅い日までの間、みずほ証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式又は当社普通株式を取得する権利若しくは義務の付された有価証券について金融商品取引法第2条第4項に規定する証券会社による金融商品取引法上の引受けを伴う売出しを行わせないことをみずほ証券に対して誓約します。
- <みずほ証券による行使制限措置>
- 1) 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中にみずほ証券の第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の行使により取得される株式数が、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の払込時点における上場株式数の10%を超える場合(以下「制限超過行使」といいます。)には、当該10%を超える部分に係る行使を制限します(みずほ証券が第18回新株予約権乃至第22回新株予約権を第三者に転売する場合及びその後当該転売先がさらに第三者に転売する場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、同様の内容を約する旨定めることを含みます。)
  - 2) みずほ証券は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の行使を行わないことに同意し、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。
- 3 当社の株券の売買についてみずほ証券との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
- 4 当社の株券の貸借に関する事項についてみずほ証券と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の発行に伴い、徳重徹氏は、その保有する当社普通株式の一部について第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の割当予定先であるみずほ証券への貸株を行う予定です。

第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の割当予定先であるみずほ証券は、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の行使を円滑に行うために当社普通株式の貸株を使用する予定であり、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の行使に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

## 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

## 6 第18回新株予約権の行使請求の方法

- (1) 第18回新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の第18回新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
- (2) 第18回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、第18回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 第18回新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第18回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

## 7 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

第18回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、第18回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

## 8 新株予約権証券の発行

第18回新株予約権については、新株予約権証券を発行しないこととします。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行新株予約権証券(第19回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	2,133個
発行価額の総額	7,038,900円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、新株予約権1個当たりの発行価額に2,133を乗じた金額とする。)
発行価格	3,300円(第19回新株予約権の目的である株式1株当たり33.00円) 但し、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で第19回新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年6月19日又は2026年6月22日のいずれかの日(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第19回新株予約権証券)」において「条件決定日」という。)において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法(下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」を参照。)と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	Terra Drone株式会社 東京都渋谷区南平台町2番17号
払込期日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

- (注) 1 第19回新株予約権は、発行決議日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに当社及びみずほ証券との間で第19回新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。
- 3 第19回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
- 4 第19回新株予約権の振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋兜町7番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第19回新株予約権の目的となる株式の総数は213,300株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第19回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</li> <li>2. 行使価額の修正基準 第19回新株予約権の行使価額は、別記「(2) 新株予約権の内容等 (注)」欄第6項第(3)号に定める第19回新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第19回新株予約権証券)」において「修正日」という。)の直前取引日の東証終値の95%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に、当該修正日以降修正される。</li> <li>3. 行使価額の修正頻度 行使の際に上記第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</li> <li>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、11,000円とする。 当社は、割当日の翌銀行営業日以降、下限行使価額修正決議により、任意の金額に下限行使価額の修正を行うことができる。 但し、修正後の下限行使価額は、4,050円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定の規定を準用して調整される。)(以下「第19回新株予約権絶対下限行使価額」という。)を下回ることはできないものとする。修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日(当日を含まない。)の2取引日後の日以降適用される。 下限行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定の規定を準用して調整される。</li> <li>5. 割当株式数の上限 213,300株(2026年1月31日現在の発行済株式総数に対する割合は2.19%)</li> <li>6. 第19回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 2,353,338,900円(上記第4項に記載の下限行使価額にて第19回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、第19回新株予約権の一部は行使されない可能性がある。)</li> <li>7. 第19回新株予約権には、当社の決定により第19回新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</li> </ol>
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第19回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式213,300株とする(第19回新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第19回新株予約権証券)」において「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、下記第2項乃至第5項により割当株式数が調整される場合には、第19回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</li> <li>2. 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第19回新株予約権証券)」において「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。 調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率</li> </ol>

	<p>3. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>4. 本欄に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、第19回新株予約権に係る新株予約権者(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第19回新株予約権証券)」において「第19回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 第19回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第19回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第2項に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第19回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第19回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、当初、11,000円と条件決定日の直前取引日の東証終値のいずれか高い方の金額(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第19回新株予約権証券)」において「当初行使価額」という。)とする。但し、行使価額は下記第3項又は第4項に従い、修正又は調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正 修正日の直前取引日の東証終値の95%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に、当該修正日以降修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>4. 行使価額の調整 (1) 当社は、当社が第19回新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第19回新株予約権証券)」において「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。))の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含むが第18回新株予約権及び第20回新株予約権乃至第27回新株予約権を除く。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第19回新株予約権の行使請求をした第19回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(東証終値のない日数を除く。)の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第19回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が上記第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

	(7) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額(下限行使価額を含む。)の適用開始日の前日までに、第19回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額(調整前の下限行使価額を含む。)、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,353,338,900円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。実際の払込金額(発行価額)の総額は条件決定日に確定するため、本有価証券届出書提出日現在における見込額とは異なる可能性がある。) (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、第19回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第19回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第19回新株予約権を消却した場合には、第19回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第19回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第19回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る第19回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第19回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 第19回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	割当日の翌銀行営業日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、第19回新株予約権を行使することができない。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 渋谷支店
新株予約権の行使の条件	第19回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 当社は、第19回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第19回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに第19回新株予約権者に通知をしたうえで、当該取得日に、第19回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第19回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第19回新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した第19回新株予約権を消却するものとする。 2. 当社は、2029年7月9日に、第19回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第19回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第19回新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第19回新株予約権を消却するものとする。 3. 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第19回新株予約権証券)」において「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに第19回新株予約権者に通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生前に、第19回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第19回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第19回新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第19回新株予約権を消却するものとする。 4. 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監視銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、第19回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第19回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第19回新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第19回新株予約権を消却するものとする。

新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。但し、別記「(2) 新株予約権の内容等 (注) 1 (2) 資金調達方法の概要」に記載のとおり、みずほ証券は、第19回新株予約権について、当社取締役会の承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に譲渡することができない旨が、本割当契約(みずほ証券)において規定される予定である。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

- (注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由  
上記「1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1」をご参照ください。
- 2 第19回新株予約権に表示された権利の行使に関する事項についてみずほ証券との間で締結する予定の取決めの内容  
上記「1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 2」をご参照ください。
- 3 当社の株券の売買についてみずほ証券との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
- 4 当社の株券の貸借に関する事項についてみずほ証券と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
上記「1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 4」をご参照ください。
- 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項  
該当事項はありません。
- 6 第19回新株予約権の行使請求の方法
- (1) 第19回新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の第19回新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
  - (2) 第19回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、第19回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
  - (3) 第19回新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第19回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。
- 7 社債、株式等の振替に関する法律の適用等  
第19回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、第19回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。
- 8 新株予約権証券の発行  
第19回新株予約権については、新株予約権証券を発行しないこととします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 3 【新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	2,133個
発行価額の総額	6,612,300円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、新株予約権1個当たりの発行価額に2,133を乗じた金額とする。)
発行価格	3,100円(第20回新株予約権の目的である株式1株当たり31.00円) 但し、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で第20回新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年6月19日又は2026年6月22日のいずれかの日(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権証券)」において「条件決定日」という。)において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法(下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」を参照。)と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	Terra Drone株式会社 東京都渋谷区南平台町2番17号
払込期日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

- (注) 1 第20回新株予約権は、発行決議日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに当社及びみずほ証券との間で第20回新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。
- 3 第20回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
- 4 第20回新株予約権の振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋兜町7番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第20回新株予約権の目的となる株式の総数は213,300株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第20回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</li> <li>2. 行使価額の修正基準 第20回新株予約権の行使価額は、別記「(2) 新株予約権の内容等 (注)」欄第6項第(3)号に定める第20回新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権証券)」において「修正日」という。)の直前取引日の東証終値の95%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に、当該修正日以降修正される。</li> <li>3. 行使価額の修正頻度 行使の際に上記第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</li> <li>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、15,000円とする。 当社は、割当日の翌銀行営業日以降、下限行使価額修正決議により、任意の金額に下限行使価額の修正を行うことができる。 但し、修正後の下限行使価額は、7,500円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定の規定を準用して調整される。)(以下「第20回新株予約権絶対下限行使価額」という。)を下回ることはできないものとする。修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日(当日を含まない。)の2取引日後の日以降適用される。 下限行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定の規定を準用して調整される。</li> <li>5. 割当株式数の上限 213,300株(2026年1月31日現在の発行済株式総数に対する割合は2.19%)</li> <li>6. 第20回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 3,206,112,300円(上記第4項に記載の下限行使価額にて第20回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、第20回新株予約権の一部は行使されない可能性がある。)</li> <li>7. 第20回新株予約権には、当社の決定により第20回新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</li> </ol>
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第20回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式213,300株とする(第20回新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権証券)」において「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、下記第2項乃至第5項により割当株式数が調整される場合には、第20回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</li> <li>2. 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権証券)」において「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。 調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率</li> </ol>

	<p>3. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>4. 本欄に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、第20回新株予約権に係る新株予約権者(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権証券)」において「第20回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 第20回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第20回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第2項に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第20回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、当初、15,000円と条件決定日の直前取引日の東証終値のいずれか高い方の金額(本「1 新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権証券)」において「当初行使価額」という。)とする。但し、行使価額は下記第3項又は第4項に従い、修正又は調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正 修正日の直前取引日の東証終値の95%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に、当該修正日以降修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>4. 行使価額の調整 (1) 当社は、当社が第20回新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権証券)」において「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。))の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含むが第18回新株予約権、第19回新株予約権及び第21回新株予約権乃至第27回新株予約権を除く。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第20回新株予約権の行使請求をした第20回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(東証終値のない日数を除く。)の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第20回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が上記第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p>
--	---

	(7) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額(下限行使価額を含む。)の適用開始日の前日までに、第20回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額(調整前の下限行使価額を含む。)、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	3,206,112,300円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。実際の払込金額(発行価額)の総額は条件決定日に確定するため、本有価証券届出書提出日現在における見込額とは異なる可能性がある。) (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、第20回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第20回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第20回新株予約権を消却した場合には、第20回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第20回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第20回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る第20回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第20回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 第20回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	割当日の翌銀行営業日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、第20回新株予約権を行使することができない。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 渋谷支店
新株予約権の行使の条件	第20回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 当社は、第20回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第20回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに第20回新株予約権者に通知をしたうえで、当該取得日に、第20回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第20回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第20回新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した第20回新株予約権を消却するものとする。 2. 当社は、2029年7月9日に、第20回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第20回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第20回新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第20回新株予約権を消却するものとする。 3. 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権証券)」において「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに第20回新株予約権者に通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生前に、第20回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第20回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第20回新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第20回新株予約権を消却するものとする。 4. 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監視銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、第20回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第20回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第20回新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第20回新株予約権を消却するものとする。

新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。但し、別記「(2) 新株予約権の内容等 (注) 1 (2) 資金調達方法の概要」に記載のとおり、みずほ証券は、第20回新株予約権について、当社取締役会の承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に譲渡することができない旨が、本割当契約(みずほ証券)において規定される予定である。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

- (注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由  
上記「1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1」をご参照ください。
- 2 第20回新株予約権に表示された権利の行使に関する事項についてみずほ証券との間で締結する予定の取決めの内容  
上記「1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 2」をご参照ください。
- 3 当社の株券の売買についてみずほ証券との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
- 4 当社の株券の貸借に関する事項についてみずほ証券と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
上記「1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 4」をご参照ください。
- 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項  
該当事項はありません。
- 6 第20回新株予約権の行使請求の方法
- (1) 第20回新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の第20回新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
  - (2) 第20回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、第20回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
  - (3) 第20回新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第20回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。
- 7 社債、株式等の振替に関する法律の適用等  
第20回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、第20回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。
- 8 新株予約権証券の発行  
第20回新株予約権については、新株予約権証券を発行しないこととします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行新株予約権証券(第21回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	2,133個
発行価額の総額	5,759,100円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、新株予約権1個当たりの発行価額に2,133を乗じた金額とする。)
発行価格	2,700円(第21回新株予約権の目的である株式1株当たり27.00円) 但し、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で第21回新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年6月19日又は2026年6月22日のいずれかの日(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第21回新株予約権証券)」において「条件決定日」という。)において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法(下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」を参照。)と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	Terra Drone株式会社 東京都渋谷区南平台町2番17号
払込期日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

- (注) 1 第21回新株予約権は、発行決議日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに当社及びみずほ証券との間で第21回新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
- 3 第21回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
- 4 第21回新株予約権の振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋兜町7番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質	<ol style="list-style-type: none"> <li>第21回新株予約権の目的となる株式の総数は213,300株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第21回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</li> <li>行使価額の修正基準 第21回新株予約権の行使価額は、別記「(2) 新株予約権の内容等 (注)」欄第6項第(3)号に定める第21回新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第21回新株予約権証券)」において「修正日」という。)の直前取引日の東証終値の95%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に、当該修正日以降修正される。</li> <li>行使価額の修正頻度 行使の際に上記第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</li> <li>行使価額の下限 「下限行使価額」は、20,000円とする。 当社は、割当日の翌銀行営業日以降、下限行使価額修正決議により、任意の金額に下限行使価額の修正を行うことができる。 但し、修正後の下限行使価額は10,000円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定の規定を準用して調整される。)(以下「第21回新株予約権絶対下限行使価額」という。)を下回することはできないものとする。修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日(当日を含まない。)の2取引日後の日以降適用される。 下限行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定の規定を準用して調整される。</li> <li>割当株式数の上限 213,300株(2026年1月31日現在の発行済株式総数に対する割合は2.19%)</li> <li>第21回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 4,271,759,100円(上記第4項に記載の下限行使価額にて第21回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、第21回新株予約権の一部は行使されない可能性がある。)</li> <li>第21回新株予約権には、当社の決定により第21回新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</li> </ol>
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	<ol style="list-style-type: none"> <li>第21回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式213,300株とする(第21回新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第21回新株予約権証券)」において「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、下記第2項乃至第5項により割当株式数が調整される場合には、第21回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</li> <li>当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第21回新株予約権証券)」において「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。 調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率</li> </ol>

	<p>3. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>4. 本欄に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、第21回新株予約権に係る新株予約権者(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第21回新株予約権証券)」において「第21回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 第21回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第21回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第2項に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第21回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第21回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、当初、20,000円とする。但し、行使価額は下記第3項又は第4項に従い、修正又は調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正 修正日の直前取引日の東証終値の95%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に、当該修正日以降修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>4. 行使価額の調整 (1) 当社は、当社が第21回新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第21回新株予約権証券)」において「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。))の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含むが第18回新株予約権乃至第20回新株予約権及び第22回新株予約権乃至第27回新株予約権を除く。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第21回新株予約権の行使請求をした第21回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(東証終値のない日数を除く。)の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第21回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が上記第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p>
--	--

	(7) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額(下限行使価額を含む。)の適用開始日の前日までに、第21回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額(調整前の下限行使価額を含む。)、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	4,271,759,100円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。実際の払込金額(発行価額)の総額は条件決定日に確定するため、本有価証券届出書提出日現在における見込額とは異なる可能性がある。) (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、第21回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第21回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第21回新株予約権を消却した場合には、第21回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第21回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第21回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る第21回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第21回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 第21回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	割当日の翌銀行営業日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、第21回新株予約権を行使することができない。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 渋谷支店
新株予約権の行使の条件	第21回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 当社は、第21回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第21回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに第21回新株予約権者に通知をしたうえで、当該取得日に、第21回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第21回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第21回新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した第21回新株予約権を消却するものとする。 2. 当社は、2029年7月9日に、第21回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第21回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第21回新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第21回新株予約権を消却するものとする。 3. 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第21回新株予約権証券)」において「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに第21回新株予約権者に通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生前に、第21回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第21回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第21回新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第21回新株予約権を消却するものとする。 4. 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監視銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、第21回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第21回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第21回新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第21回新株予約権を消却するものとする。

新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。但し、別記「(2) 新株予約権の内容等 (注) 1 (2) 資金調達方法の概要」に記載のとおり、みずほ証券は、第21回新株予約権について、当社取締役会の承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に譲渡することができない旨が、本割当契約(みずほ証券)において規定される予定である。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

- (注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由  
上記「1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1」をご参照ください。
- 2 第21回新株予約権に表示された権利の行使に関する事項についてみずほ証券との間で締結する予定の取決めの内容  
上記「1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 2」をご参照ください。
- 3 当社の株券の売買についてみずほ証券との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
- 4 当社の株券の貸借に関する事項についてみずほ証券と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
上記「1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 4」をご参照ください。
- 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項  
該当事項はありません。
- 6 第21回新株予約権の行使請求の方法
- (1) 第21回新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の第21回新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
  - (2) 第21回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、第21回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
  - (3) 第21回新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第21回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。
- 7 社債、株式等の振替に関する法律の適用等  
第21回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、第21回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。
- 8 新株予約権証券の発行  
第21回新株予約権については、新株予約権証券を発行しないこととします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 5 【新規発行新株予約権証券(第22回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	948個
発行価額の総額	2,464,800円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、新株予約権1個当たりの発行価額に948を乗じた金額とする。)
発行価格	2,600円(第22回新株予約権の目的である株式1株当たり26.00円) 但し、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で第22回新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年6月19日又は2026年6月22日のいずれかの日(以下、本「5 新規発行新株予約権証券(第22回新株予約権証券)」において「条件決定日」という。)において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法(下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」を参照。)と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	Terra Drone株式会社 東京都渋谷区南平台町2番17号
払込期日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

- (注) 1 第22回新株予約権は、発行決議日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに当社及びみずほ証券との間で第22回新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。
- 3 第22回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
- 4 第22回新株予約権の振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋兜町7番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第22回新株予約権の目的となる株式の総数は94,800株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第22回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</li> <li>2. 行使価額の修正基準 第22回新株予約権の行使価額は、別記「(2) 新株予約権の内容等 (注)」欄第6項第(3)号に定める第22回新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下、本「5 新規発行新株予約権証券(第22回新株予約権証券)」において「修正日」という。)の直前取引日の東証終値の95%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に、当該修正日以降修正される。</li> <li>3. 行使価額の修正頻度 行使の際に上記第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</li> <li>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、30,000円とする。 当社は、割当日の翌銀行営業日以降、下限行使価額修正決議により、任意の金額に下限行使価額の修正を行うことができる。 但し、修正後の下限行使価額は15,000円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定の規定を準用して調整される。)(以下「第22回新株予約権絶対下限行使価額」という。)を下回ることにはできないものとする。修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日(当日を含まない。)の2取引日後の日以降適用される。 下限行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定の規定を準用して調整される。</li> <li>5. 割当株式数の上限 94,800株(2026年1月31日現在の発行済株式総数に対する割合は0.97%)</li> <li>6. 第22回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 2,846,464,800円(上記第4項に記載の下限行使価額にて第22回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、第22回新株予約権の一部は行使されない可能性がある。)</li> <li>7. 第22回新株予約権には、当社の決定により第22回新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</li> </ol>
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第22回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式94,800株とする(第22回新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、本「5 新規発行新株予約権証券(第22回新株予約権証券)」において「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、下記第2項乃至第5項により割当株式数が調整される場合には、第22回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</li> <li>2. 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下、本「5 新規発行新株予約権証券(第22回新株予約権証券)」において「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。 調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率</li> </ol>

	<p>3. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>4. 本欄に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、第22回新株予約権に係る新株予約権者(以下、本「5 新規発行新株予約権証券(第22回新株予約権証券)」において「第22回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 第22回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第22回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第2項に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第22回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「5 新規発行新株予約権証券(第22回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、当初、30,000円とする。但し、行使価額は下記第3項又は第4項に従い、修正又は調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正 修正日の直前取引日の東証終値の95%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に、当該修正日以降修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>4. 行使価額の調整 (1) 当社は、当社が第22回新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、本「5 新規発行新株予約権証券(第22回新株予約権証券)」において「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。))の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含むが第18回新株予約権乃至第21回新株予約権及び第23回新株予約権乃至第27回新株予約権を除く。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第22回新株予約権の行使請求をした第22回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(東証終値のない日数を除く。)の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第22回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が上記第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p>
--	--

	(7) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額(下限行使価額を含む。)の適用開始日の前日までに、第22回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額(調整前の下限行使価額を含む。)、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,846,464,800円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。実際の払込金額(発行価額)の総額は条件決定日に確定するため、本有価証券届出書提出日現在における見込額とは異なる可能性がある。) (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、第22回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第22回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第22回新株予約権を消却した場合には、第22回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第22回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第22回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る第22回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第22回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 第22回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	割当日の翌銀行営業日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、第22回新株予約権を行使することができない。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 渋谷支店
新株予約権の行使の条件	第22回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 当社は、第22回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第22回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに第22回新株予約権者に通知をしたうえで、当該取得日に、第22回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第22回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第22回新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した第22回新株予約権を消却するものとする。 2. 当社は、2029年7月9日に、第22回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第22回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第22回新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第22回新株予約権を消却するものとする。 3. 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下、本「5 新規発行新株予約権証券(第22回新株予約権証券)」において「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに第22回新株予約権者に通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生前に、第22回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第22回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第22回新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第22回新株予約権を消却するものとする。 4. 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監視銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、第22回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第22回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第22回新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第22回新株予約権を消却するものとする。

新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。但し、別記「(2) 新株予約権の内容等 (注) 1 (2) 資金調達方法の概要」に記載のとおり、みずほ証券は、第22回新株予約権について、当社取締役会の承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に譲渡することができない旨が、本割当契約(みずほ証券)において規定される予定である。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

- (注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由  
上記「1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1」をご参照ください。
- 2 第22回新株予約権に表示された権利の行使に関する事項についてみずほ証券との間で締結する予定の取決めの内容  
上記「1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 2」をご参照ください。
- 3 当社の株券の売買についてみずほ証券との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
- 4 当社の株券の貸借に関する事項についてみずほ証券と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
上記「1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 4」をご参照ください。
- 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項  
該当事項はありません。
- 6 第22回新株予約権の行使請求の方法
- (1) 第22回新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の第22回新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
  - (2) 第22回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、第22回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
  - (3) 第22回新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第22回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。
- 7 社債、株式等の振替に関する法律の適用等  
第22回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、第22回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。
- 8 新株予約権証券の発行  
第22回新株予約権については、新株予約権証券を発行しないこととします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 6 【新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	25個
発行価額の総額	72,500円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、新株予約権1個当たりの発行価額に25を乗じた金額とする。)
発行価格	2,900円(第23回新株予約権の目的である株式1株当たり29.00円) 但し、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で第23回新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年6月19日又は2026年6月22日のいずれかの日(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権証券)」において「条件決定日」という。)において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法(下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」を参照。)と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	Terra Drone株式会社 東京都渋谷区南平台町2番17号
払込期日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

- (注) 1 第23回新株予約権は、発行決議日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに当社及び徳重氏との間で第23回新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3 第23回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 第23回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,500株とする(第23回新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権証券)」において「割当株式数」という。))は100株とする。但し、下記第2項乃至第5項により割当株式数が調整される場合には、第23回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権証券)」において「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> $\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$ <p>3. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>4. 本欄に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、第23回新株予約権に係る新株予約権者(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権証券)」において「第23回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 第23回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第23回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第2項に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第23回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、当初、2026年6月12日の東証終値と条件決定日の直前取引日の東証終値のいずれか高い方の金額とする。但し、行使価額は下記第3項に従い調整される。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が第23回新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権証券)」において「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。))の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。))以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含むが第18回新株予約権乃至第22回新株予約権及び第24回新株予約権乃至第27回新株予約権を除く。))を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第23回新株予約権の行使請求をした第23回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(東証終値のない日数を除く。)の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第23回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第23回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>20,322,500円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。実際の払込金額(発行価額)の総額は条件決定日に確定するため、本有価証券届出書提出日現在における見込額とは異なる可能性がある。)</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が調整された場合には、第23回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第23回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第23回新株予約権を消却した場合には、第23回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第23回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第23回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る第23回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第23回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 第23回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>割当日の翌銀行営業日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、第23回新株予約権を行使することができない。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 行使請求の受付場所 Terra Drone株式会社</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 渋谷支店</p>

新株予約権の行使の条件	第23回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、第23回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第23回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに第23回新株予約権者に通知をしたうえで、当該取得日に、第23回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第23回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第23回新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した第23回新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2. 当社は、2029年7月9日に、第23回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第23回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第23回新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第23回新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3. 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権証券)」において「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに第23回新株予約権者に通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、第23回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第23回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第23回新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第23回新株予約権を消却するものとする。</p> <p>4. 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、第23回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第23回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第23回新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第23回新株予約権を消却するものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。但し、別記「(2) 新株予約権の内容等 (注) 1 (2) 資金調達方法の概要」に記載のとおり、徳重氏は、第23回新株予約権について、当社取締役会の承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に譲渡することができない旨が、本割当契約(徳重氏)において規定される予定である。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1 第23回新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

上記「1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1」をご参照ください。

2 第23回新株予約権の行使請求の方法

- (1) 第23回新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の第23回新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
- (2) 第23回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、第23回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 第23回新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第23回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

3 新株予約権証券の発行

第23回新株予約権については、新株予約権証券を発行しないこととします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 7 【新規発行新株予約権証券(第24回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	18個
発行価額の総額	48,600円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、新株予約権1個当たりの発行価額に18を乗じた金額とする。)
発行価格	2,700円(第24回新株予約権の目的である株式1株当たり27.00円) 但し、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で第24回新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年6月19日又は2026年6月22日のいずれかの日(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第24回新株予約権証券)」において「条件決定日」という。)において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法(下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」を参照。)と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	Terra Drone株式会社 東京都渋谷区南平台町2番17号
払込期日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

- (注) 1 第24回新株予約権は、発行決議日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに当社及び徳重氏との間で第24回新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3 第24回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 第24回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,800株とする(第24回新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第24回新株予約権証券)」において「割当株式数」という。))は100株とする。但し、下記第2項乃至第5項により割当株式数が調整される場合には、第24回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第24回新株予約権証券)」において「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> $\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$ <p>3. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>4. 本欄に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、第24回新株予約権に係る新株予約権者(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第24回新株予約権証券)」において「第24回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 第24回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第24回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第2項に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第24回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第24回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、当初、11,000円と条件決定日の直前取引日の東証終値のいずれか高い方の金額とする。但し、行使価額は下記第3項に従い調整される。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が第24回新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第24回新株予約権証券)」において「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。))の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。))以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含むが第18回新株予約権乃至第23回新株予約権及び第25回新株予約権乃至第27回新株予約権を除く。))を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記乃至の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第24回新株予約権の行使請求をした第24回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(東証終値のない日数を除く。)の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含めないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第24回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第24回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>19,848,600円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。実際の払込金額(発行価額)の総額は条件決定日に確定するため、本有価証券届出書提出日現在における見込額とは異なる可能性がある。)</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が調整された場合には、第24回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第24回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第24回新株予約権を消却した場合には、第24回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第24回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第24回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る第24回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第24回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 第24回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>割当日の翌銀行営業日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、第24回新株予約権を行使することができない。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 行使請求の受付場所 Terra Drone株式会社</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 渋谷支店</p>

新株予約権の行使の条件	第24回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、第24回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第24回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに第24回新株予約権者に通知をしたうえで、当該取得日に、第24回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第24回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第24回新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した第24回新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2. 当社は、2029年7月9日に、第24回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第24回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第24回新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第24回新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3. 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第24回新株予約権証券)」において「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに第24回新株予約権者に通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、第24回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第24回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第24回新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第24回新株予約権を消却するものとする。</p> <p>4. 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、第24回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第24回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第24回新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第24回新株予約権を消却するものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。但し、別記「(2) 新株予約権の内容等 (注) 1 (2) 資金調達方法の概要」に記載のとおり、徳重氏は、第24回新株予約権について、当社取締役会の承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に譲渡することができない旨が、本割当契約(徳重氏)において規定される予定である。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1 第24回新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

上記「1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1」をご参照ください。

2 第24回新株予約権の行使請求の方法

- (1) 第24回新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の第24回新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
- (2) 第24回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、第24回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 第24回新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第24回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

3 新株予約権証券の発行

第24回新株予約権については、新株予約権証券を発行しないこととします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 8 【新規発行新株予約権証券(第25回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	13個
発行価額の総額	33,800円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、新株予約権1個当たりの発行価額に13を乗じた金額とする。)
発行価格	2,600円(第25回新株予約権の目的である株式1株当たり26.00円) 但し、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で第25回新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年6月19日又は2026年6月22日のいずれかの日(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第25回新株予約権証券)」において「条件決定日」という。)において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法(下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」を参照。)と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	Terra Drone株式会社 東京都渋谷区南平台町2番17号
払込期日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

- (注) 1 第25回新株予約権は、発行決議日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに当社及び徳重氏との間で第25回新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3 第25回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 第25回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,300株とする(第25回新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第25回新株予約権証券)」において「割当株式数」という。))は100株とする。但し、下記第2項乃至第5項により割当株式数が調整される場合には、第25回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第25回新株予約権証券)」において「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> $\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$ <p>3. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>4. 本欄に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、第25回新株予約権に係る新株予約権者(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第25回新株予約権証券)」において「第25回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 第25回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第25回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第2項に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第25回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第25回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、当初、15,000円と条件決定日の直前取引日の東証終値のいずれか高い方の金額とする。但し、行使価額は下記第3項に従い調整される。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が第25回新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第25回新株予約権証券)」において「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。))の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。))以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含むが第18回新株予約権乃至第24回新株予約権及び第26回新株予約権乃至第27回新株予約権を除く。))を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第25回新株予約権の行使請求をした第25回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(東証終値のない日数を除く。)の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含めないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第25回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第25回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>19,533,800円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。実際の払込金額(発行価額)の総額は条件決定日に確定するため、本有価証券届出書提出日現在における見込額とは異なる可能性がある。)</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が調整された場合には、第25回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第25回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第25回新株予約権を消却した場合には、第25回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第25回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第25回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る第25回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第25回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 第25回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>割当日の翌銀行営業日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、第25回新株予約権を行使することができない。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 行使請求の受付場所 Terra Drone株式会社</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 渋谷支店</p>

新株予約権の行使の条件	第25回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、第25回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第25回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに第25回新株予約権者に通知をしたうえで、当該取得日に、第25回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第25回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第25回新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した第25回新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2. 当社は、2029年7月9日に、第25回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第25回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第25回新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第25回新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3. 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第25回新株予約権証券)」において「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに第25回新株予約権者に通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、第25回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第25回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第25回新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第25回新株予約権を消却するものとする。</p> <p>4. 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、第25回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第25回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第25回新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第25回新株予約権を消却するものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。但し、別記「(2) 新株予約権の内容等 (注) 1 (2) 資金調達方法の概要」に記載のとおり、徳重氏は、第25回新株予約権について、当社取締役会の承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に譲渡することができない旨が、本割当契約(徳重氏)において規定される予定である。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1 第25回新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

上記「1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1」をご参照ください。

2 第25回新株予約権の行使請求の方法

- (1) 第25回新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の第25回新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
- (2) 第25回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、第25回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 第25回新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第25回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

3 新株予約権証券の発行

第25回新株予約権については、新株予約権証券を発行しないこととします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 9 【新規発行新株予約権証券(第26回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	10個
発行価額の総額	22,000円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、新株予約権1個当たりの発行価額に10を乗じた金額とする。)
発行価格	2,200円(第26回新株予約権の目的である株式1株当たり22.00円) 但し、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で第26回新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年6月19日又は2026年6月22日のいずれかの日(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第26回新株予約権証券)」において「条件決定日」という。)において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法(下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」を参照。)と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	Terra Drone株式会社 東京都渋谷区南平台町2番17号
払込期日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

- (注) 1 第26回新株予約権は、発行決議日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに当社及び徳重氏との間で第26回新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3 第26回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 第26回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,000株とする(第26回新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第26回新株予約権証券)」において「割当株式数」という。))は100株とする。但し、下記第2項乃至第5項により割当株式数が調整される場合には、第26回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第26回新株予約権証券)」において「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> $\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$ <p>3. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>4. 本欄に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、第26回新株予約権に係る新株予約権者(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第26回新株予約権証券)」において「第26回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 第26回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第26回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第2項に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第26回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第26回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、当初、20,000円とする。但し、行使価額は下記第3項に従い調整される。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が第26回新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第26回新株予約権証券)」において「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。))の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。))以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含むが第18回新株予約権乃至第25回新株予約権及び第27回新株予約権を除く。))を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記乃至の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第26回新株予約権の行使請求をした第26回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(東証終値のない日数を除く。)の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第26回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第26回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>20,022,000円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。実際の払込金額(発行価額)の総額は条件決定日に確定するため、本有価証券届出書提出日現在における見込額とは異なる可能性がある。)</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が調整された場合には、第26回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第26回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第26回新株予約権を消却した場合には、第26回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第26回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第26回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る第26回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第26回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 第26回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>割当日の翌銀行営業日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、第26回新株予約権を行使することができない。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 行使請求の受付場所 Terra Drone株式会社</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 渋谷支店</p>

新株予約権の行使の条件	第26回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、第26回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第26回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに第26回新株予約権者に通知をしたうえで、当該取得日に、第26回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第26回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第26回新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した第26回新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2. 当社は、2029年7月9日に、第26回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第26回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第26回新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第26回新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3. 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第26回新株予約権証券)」において「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに第26回新株予約権者に通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、第26回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第26回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第26回新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第26回新株予約権を消却するものとする。</p> <p>4. 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、第26回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第26回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第26回新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第26回新株予約権を消却するものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。但し、別記「(2) 新株予約権の内容等 (注) 1 (2) 資金調達方法の概要」に記載のとおり、徳重氏は、第26回新株予約権について、当社取締役会の承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に譲渡することができない旨が、本割当契約(徳重氏)において規定される予定である。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1 第26回新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

上記「1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1」をご参照ください。

2 第26回新株予約権の行使請求の方法

- (1) 第26回新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の第26回新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
- (2) 第26回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、第26回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 第26回新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第26回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

3 新株予約権証券の発行

第26回新株予約権については、新株予約権証券を発行しないこととします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 10 【新規発行新株予約権証券(第27回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	7個
発行価額の総額	14,700円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、新株予約権1個当たりの発行価額に7を乗じた金額とする。)
発行価格	2,100円(第27回新株予約権の目的である株式1株当たり21.00円) 但し、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で第27回新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年6月19日又は2026年6月22日のいずれかの日(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第27回新株予約権証券)」において「条件決定日」という。)において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法(下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」を参照。)と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	Terra Drone株式会社 東京都渋谷区南平台町2番17号
払込期日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2026年7月6日又は2026年7月7日のいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

- (注) 1 第27回新株予約権は、発行決議日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに当社及び徳重氏との間で第27回新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3 第27回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 第27回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式700株とする(第27回新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第27回新株予約権証券)」において「割当株式数」という。))は100株とする。但し、下記第2項乃至第5項により割当株式数が調整される場合には、第27回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第27回新株予約権証券)」において「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> $\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$ <p>3. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>4. 本欄に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、第27回新株予約権に係る新株予約権者(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第27回新株予約権証券)」において「第27回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 第27回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第27回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第2項に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第27回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第27回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、当初、30,000円とする。但し、行使価額は下記第3項に従い調整される。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が第27回新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第27回新株予約権証券)」において「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。))の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。))以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含むが第18回新株予約権乃至第26回新株予約権を除く。))を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第27回新株予約権の行使請求をした第27回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(東証終値のない日数を除く。)の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第27回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第27回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>21,014,700円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。実際の払込金額(発行価額)の総額は条件決定日に確定するため、本有価証券届出書提出日現在における見込額とは異なる可能性がある。)</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が調整された場合には、第27回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第27回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第27回新株予約権を消却した場合には、第27回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第27回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第27回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る第27回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第27回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 第27回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>割当日の翌銀行営業日から2029年7月9日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、第27回新株予約権を行使することができない。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 行使請求の受付場所 Terra Drone株式会社</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 渋谷支店</p>

新株予約権の行使の条件	第27回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、第27回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第27回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに第27回新株予約権者に通知をしたうえで、当該取得日に、第27回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第27回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第27回新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した第27回新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2. 当社は、2029年7月9日に、第27回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第27回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第27回新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第27回新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3. 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下、本「6 新規発行新株予約権証券(第27回新株予約権証券)」において「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに第27回新株予約権者に通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、第27回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第27回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第27回新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第27回新株予約権を消却するものとする。</p> <p>4. 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、第27回新株予約権1個当たり払込金額と同額で、第27回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第27回新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した第27回新株予約権を消却するものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。但し、別記「(2) 新株予約権の内容等 (注) 1 (2) 資金調達方法の概要」に記載のとおり、徳重氏は、第27回新株予約権について、当社取締役会の承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に譲渡することができない旨が、本割当契約(徳重氏)において規定される予定である。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1 第27回新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

上記「1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1」をご参照ください。

2 第27回新株予約権の行使請求の方法

- (1) 第27回新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の第27回新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
- (2) 第27回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、第27回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 第27回新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第27回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

3 新株予約権証券の発行

第27回新株予約権については、新株予約権証券を発行しないこととします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 11 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
14,514,038,800	14,000,000	14,500,038,800

(注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(29,958,800円)に、当初行使価額に基づき算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額(14,484,080,000円)を合算した金額であります。

	発行価額の総額	行使に際して払い込むべき金額の合計額
第18回新株予約権	7,892,100	1,727,730,000
第19回新株予約権	7,038,900	2,346,300,000
第20回新株予約権	6,612,300	3,199,500,000
第21回新株予約権	5,759,100	4,266,000,000
第22回新株予約権	2,464,800	2,844,000,000
第23回新株予約権	72,500	20,250,000
第24回新株予約権	48,600	19,800,000
第25回新株予約権	33,800	19,500,000
第26回新株予約権	22,000	20,000,000
第27回新株予約権	14,700	21,000,000

- 2 本新株予約権の発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日における東証終値等の数値を前提として算定した見込額です。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、発行決議日の直前取引日の東証終値に基づき算定された行使価額を各新株予約権の当初の行使価額であると仮定して、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定した場合の金額ですが、本新株予約権の最終的な発行価額及び本新株予約権の当初の行使価額は条件決定日に決定されます。
- 3 第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の行使価額が修正又は本新株予約権の行使価額が調整された場合には、調達する資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。
- 4 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価値算定費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等)の合計額であります。
- 5 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 【手取金の使途】

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は以下のとおりです。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
防衛事業の本格的立ち上げに係る資金	6,500	2026年7月～ 2030年1月
UTM事業の本格化に向けた開発及び事業強化のための資金	3,000	2026年7月～ 2030年1月
将来のM&A・資本業務提携等に係る資金	2,700	2026年7月～ 2030年1月
その他既存事業の拡大・強化等に関する資金	2,300	2026年7月～ 2030年1月
合計	14,500	-

- (注) 1 第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の行使価額が修正又は本新株予約権の行使価額が調整された場合には、調達する資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、手元資金又は銀行からの借入金により充当する予定であります。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合には、上記～の各資金使途に追加的な資金需要が発生している場合は当該使途へ優先して充当し、そうでない場合は運転資金に充当する予定であります。
- 2 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画であります。支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
- 3 上記具体的な使途につきましては、支出時期の早く到来したものをから順に充当していく予定であります。
- 4 上記の「将来のM&A・資本業務提携等に係る資金」について、支出予定時期に対象案件が実現しなかった場合、又は対象案件の規模等により調達資金に残額が生じた場合には、上記、の各資金使途に追加的な資金需要が発生している場合は当該使途へ優先して充当いたします。なお、当該資金需要がない場合は、運転資金に充当するか、又は支出予定時期以降のM&A案件に備えた待機資金とする予定であります。

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

< 防衛事業の本格的立ち上げに係る資金について >

当社は、2026年3月23日付開示「新規事業の開始(防衛装備品市場への参入)および米国子会社設立に関するお知らせ」により、防衛装備品事業への本格参入を発表し、以降、ウクライナの迎撃ドローン企業2社の子会社化およびウクライナの偵察ドローン企業との合併会社の設立に向けた準備の開始や新製品の迎撃ドローン「Terra A1」「Terra A2」および偵察ドローン「Terra C1」の発売、そして各製品による「多層型防衛」ソリューションの展開、防衛装備庁からのドローン納入案件受注など、事業の急速な立ち上げを進めております。

世界的な潮流として、直近の紛争において、従来の巨大・高精度の装備から低コスト・物量重視の無人アセットへ主軸が移りつつあり、かつ地政学的なリスクも高まる中で、迎撃ドローンをはじめとする防衛におけるドローンの価値に世界的な注目が集まっております。こうした中、軍事・防衛用ドローン市場は世界的な拡大が見込まれ、2030年には約3.4兆円規模( 1)になると予想される一方で、グローバルにおいて圧倒的なシェアを確立した企業は未だ不在の状況にあります。

国内においても地政学的リスクの高まりを背景に、無人アセットに係る国内防衛予算は2025年度から2026年度にかけて約2.4倍に急増( 2)しており、防衛省が構築を目指すSHIELD構想や、防衛装備移転の三原則(5類型)見直しによる国外輸出の可能性拡大など、当社の防衛事業にとって強力な追い風となっております。

このような市場環境の中、当社は競合と比較して以下の強みを有しております。まず、最前線の実戦に投入され、その有効性が客観的に証明された製品・技術を子会社および提携先を通じて確保しているという「実戦を通じた製品の有効性(Combat-proven)」が挙げられます。次に、「グローバルな事業体制」を有し、当社経営陣が世界各地のディフェンステック・ドローン企業等と構築したネットワークを活用し迅速な製品開発や提携を推進できる機動力に加え、世界各地にグループ拠点を有し、各地域・国毎の取り組みが必要な防衛領域においても多地域展開を行いやすい体制を有している点です。さらに、経済安全保障および防衛装備品の国産化推進や国内企業優遇の機運が高まる中、「防衛当局と接点を持つ数少ない国内ドローンメーカー」としての立場を有している点、そして「UTMとのシナジー」を有し、民生・防衛双方に適用可能なUTM事業を自社保有し、ハードとソフトの両面から防衛ニーズを捉えることが可能な点が挙げられます。

調達した資金は、世界的に市場が広がりつつあるこのタイミングで迅速にシェアを拡大し、世界的な防衛ドローン企業となるべく、日本国内での本格的なハードウェアの生産体制構築、国産化比率向上およびプロダクトの機能及びラインナップ強化に向けた開発費用、人材採用や海外拠点の設立・拡大といった事業体制の拡充に充当いたします。充当金額の内訳については、日本国内での本格的なハードウェアの生産体制構築に4,400百万円、国産化比率向上およびプロダクトの機能及びラインナップ強化に向けた開発費用に1,300百万円、人材採用や海外拠点の設立・拡大といった事業体制の拡充に800百万円を想定しておりますが、今後の事業の状況等に応じて各内訳間で増減が生じる可能性があります。今後3年程度で防衛事業に新たに必要となる金額は、上記の充当予定金額と同程度の65億円程度を計画しておりますが、今後の事業の状況等に応じて増減が生じる可能性があります。また、本新株予約権の行使状況によりかかる金額を調達できなかった場合には、自己資金からの充当や代替的な調達方法について検討致します。更に、防衛事業での蓄積されたノウハウや技術は、既存の事業分野(民生分野)への還元や、当社業績への貢献のみならず、国内経済の活性化や展開国の安全保障強化への寄与も期待しております。

なお、本資金使途につきましては、政府方針(国家安全保障戦略に基づく防衛装備移転三原則等)を遵守して使用してまいります。

#### < UTM事業の本格化に向けた開発及び事業強化のための資金について >

ドローンの運航管理システム(UTM)領域において、当社の連結子会社であるUnifly(所在地：ベルギー、代表者：Andres Van Swalm、当社による株式の保有割合：51.0%)は欧州を中心に、北米や中東など各国の航空管制局(ANSP)向けにグローバルNo.1の導入実績( 3 )を有しております。UTMは、一度導入されるとスイッチングコストが極めて高く、先行導入が市場独占に直結しやすい性質を持ちます。また、課金体系として、システム開発・保守料に加え、既にカナダで導入がなされているフライトごとの従量課金モデルのように、将来的にスケラビリティとリカーリング性の高い収益が期待できる優れたビジネスモデルです。

このような市場環境の中、直近では、従来の展開地域に加え、2026年5月26日付「マレーシアでの国家レベルのUTM案件受注に関するお知らせ」で開示の通り、東南アジア地域における業界初となるマレーシアでの国家レベルのUTM導入案件を受注いたしました。本案件は、2025年に当社の日本の運航管理部門が主導し、インドネシアで実施した同国初のUTM複数ドローン飛行実証実験にマレーシア当局が参加したことを契機に引き合いへとつながり、Uniflyと日本の運航管理部門との協働によって受注に至ったものです。本件の他にも、複数国の新規ANSPからの引き合いがあり、世界各地での当社形式のUTMの浸透を進みつつある状況と認識しております。その他、足元では、保安用途向けや防衛用途でのUTMといった新規領域での需要も立ち上がりつつあり、重要インフラ施設(空港や発電所等)向けでは空域内の不審ドローンの検知、判定、対処を行うシステムである「カウンタードローンプラットフォーム」へのUTMの接続の推進や、軍管轄の防衛空域向けでは各国の軍での防衛ドローン利用増加に伴う当該空域の運航管理を行うためのUTM需要が立ち上がりつつあると認識しております。さらに、国内においても、本年3月に「認定UTMプロバイダー制度」の開始が発表されるなど市場本格化の機運が高まっています。

調達した資金は、これらの莫大な事業機会を逃さずシェアを確保するためにUTM事業において今後3年程度の間になると見込んでいる金額であり、防衛領域等の新規領域への拡張を含むシステム開発および国内外の事業体制の強化、そしてUniflyの株式追加取得による支配権強化に充当し、確固たる世界No.1のポジションの確立と収益化を進めてまいります。

< 将来のM&A・資本業務提携等に係る資金について >

当社は創業期から日本発のグローバルメガベンチャーを目指し、グローバルでのM&Aをコア戦略の一つとして推進してまいりました。本調達資金は、ドローン・エアモビリティ関連領域でのM&A、およびその前段となる少額出資、JV組成などの資金的出資に充てたいします。

本調達資金を活用したM&Aに関する具体的な方針や体制等は以下のとおりです。

なお、現在において具体化されている案件はなく、今後具体的な案件が生じた場合には、適時開示基準も踏まえて適切に開示いたします。

1. M&Aの対象として想定される事業領域、実現可能性

想定領域としては、当社事業の近傍領域や、ドローンや周辺領域のハードウェア製造・開発に強みを有する企業、その他事業上シナジーを期待できるドローン・エアモビリティ関連産業の企業を想定しております。

2. M&Aの実現可能性

当社は過去にも豊富なM&Aのトラックレコードを有しており、実現可能性は高いと判断しております。実際に、当社既存事業のうち、点検・農業・UTM事業はいずれもM&Aを起点として展開を進めてきたビジネスです。また、本社および海外子会社経営陣が世界中のドローン・エアモビリティ企業と強力なコネクションを構築しており、既に現時点でも潜在的な有望領域/候補先は多く存在いたします。

なお、直近5か年での主要な実績は以下の通りです。その他、世界各地のドローン・エアモビリティ企業への複数社にわたる少額出資等の実績を有しております。

2022年：現在のオランダ子会社のTerra Inspectioneering B.V.を連結子会社化

2023年：ベルギー子会社のUnifly NVを子会社化、またインドネシア農業事業の事業譲渡

2025年：国内災害復旧ドローン企業であるTerra DX Solutions株式会社の子会社化

3. M&Aの実施に係る当社の体制及び対応状況

過去の豊富な案件経験に基づき、ソーシングからデューデリジェンス、出資、PMIまで一貫して対応可能な体制とノウハウを構築しております。

ソーシングは、主に本社経営陣および海外子会社経営陣が担当いたします。ドローン産業の草創期から経営陣が世界中を巡り培った強固なグローバルネットワークや、現地コミュニティに根差した海外子会社ネットワークを駆使して情報を収集します。DDおよびPMIは、事業面では担当役員や当該事業担当がドローン事業運営の知見を活かしながら行います。コーポレート面は、当社コーポレート部門が、外部専門家を起用しながら進めております。

4. 当該M&Aが実現した場合の当社への効果

案件ごとに期待する効果は異なりますが、主に以下の点を想定しております。

製品開発力の強化：外部の先進的な技術や開発リソースを取り込むことで、当社グループの製品・サービス開発力を迅速に強化します。

商圏および顧客の獲得：対象会社が有する既存の顧客基盤や販売チャネルへアクセスすることで、新たな市場への早期参入とシェア拡大を実現します。

新規事業領域の開拓およびノウハウ獲得：実際に当社の既存中核事業(点検、農業、UTM事業)はいずれも買収を起点として展開をスタートしており、M&Aを通じてこれらをさらに加速・深化させます。

対象会社の人材獲得：買収対象事業の推進にとどまらず、今後の当社グループ全体の事業を牽引する優秀なグローバル人材を獲得します。過去の実績としても、例えばインドネシア子会社に所属していたメンバーが、現在はサウジアラビア拠点の事業責任者を務めております。

## 5. 当該M&Aに係る当社の資金繰り状況

実際のM&A実施にあたっては、プロセスが完了した後もグループ全体の資金繰りの健全性が確保されることを十分に確認したうえで実行いたします(PMIにおいては、案件/領域次第で「その他既存事業の拡大・強化等に関する資金」の資金を充当する可能性もございます)。また、当社の有する強力な情報網・ネットワークを活用することで、少額出資からスタートするケースも含め、投資効率を最大化いたします。なお、必要に応じ、自己資金や金融機関からの借入れ等による充当も併せて実施いたします。

### < その他既存事業の拡大・強化等に関する資金について >

その他既存事業(ドローンソリューションセグメントに属する測量、点検、農業等)においても、強力なマクロ需要の追い風を捉えております。例えば、高い機能と圧倒的な価格競争力を持つ自社開発の屋内点検用ドローン「Terra Xross 1」の世界的な引き合い増加や、経済安全保障を背景とした民生用ドローンの世界的反中国・国産化の流れ、さらには2026年5月14日付「サウジアラビアにおける石油・ガスパイプライン保安監視案件の受注に関するお知らせ」の通り、同国で約4億円規模のパイプラインの保安監視を受注するなど、サウジアラビアにおける石油・ガス施設向け大型案件の本格化などが進展しております。

これらの需要を確実に取り込み、特に先行者利益が狙える点検案件や、大規模案件における需要の刈り取りを目指すためには、初期投資や運転資金に対する資金確保が必要不可欠です。調達した資金は、「Terra Xross 1」をはじめとする民生用(非防衛用)ハードウェアの開発・製造・品質保証体制の構築、サウジアラビアのインフラ領域案件等をはじめとした大規模案件受注時における初期および先行投資にかかる運転資金、並びに各事業の急拡大を支えるコーポレート体制の強化やその他各事業の拡大又は新規事業への進出のための資金に向けた用途等に充当いたします。充当金額の内訳については、民生用(非防衛用)ハードウェアの開発・製造・品質保証体制の構築に800百万円、大規模案件受注時における初期および先行投資にかかる運転資金に700百万円、各事業の急拡大を支えるコーポレート体制の強化やその他各事業の拡大又は新規事業への進出のための資金に800百万円を想定しておりますが、今後の事業の状況等に応じて各内訳間で増減が生じる可能性があります。

- ( 1 )MarketsandMarkets社 調査レポート"Military UAV Market - Global Forecast to 2030"より、世界の防衛用ドローン市場規模の2030年の推定値(228億米ドル)に、1ドル=150円を適用して算出。
- ( 2 )防衛省「防衛力抜本的強化の進捗と予算 - 令和7年度予算の概要 - 」「防衛力抜本的強化の進捗と予算 - 令和8年度予算案の概要 - 」より
- ( 3 )2024年7月時点。出典：SMBC日興証券株式会社の依頼により有償で実施された、アーサー・ディ・リトル・ジャパン株式会社による『UTM(ドローン運航管理システム)グローバル市場調査プロジェクト成果物資料(最終報告書)』(2024)。ランキングはUTM実装済み、又は稼働実績がある国のみが対象。また、1国に複数の事業者が存在する場合は、最大シェアを持つ事業者を対象とする

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

### 1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との間の関係

みずほ証券株式会社

a . 割当予定先の概要

名称	みずほ証券株式会社
本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
代表者の役職及び氏名	取締役社長 浜本 吉郎
資本金	125,167百万円
事業の内容	金融商品取引業
主たる出資者及びその出資比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 100%

(注) 割当予定先の概要の欄は、2026年6月12日現在のものです。

b . 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。	

(注) 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2026年6月12日現在(但し、割当予定先が保有している当社の株式の数については2026年1月31日現在)のものです。

徳重 徹氏

## a. 割当予定先の概要

氏名	徳重 徹	
住所	東京都世田谷区	
職業の内容	勤務先及び役職	Terra Drone株式会社 代表取締役社長
	所在地	東京都渋谷区南平台町2番17号
	事業の内容	マルチコプター、ドローン等無人飛行機体及びそれら関連用品やソフトウェアの開発、製造、販売、マルチコプター、ドローン等無人飛行機体による撮影、計測サービス、データの解析及びコンサルテーション業務など

(注) 割当予定先の概要の欄は、2026年6月12日現在のものです。

## b. 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社普通株式5,175,200株及び当社新株予約権5,000個を保有しております(徳重氏の資産管理会社であるテラ株式会社が保有する株式数を含んでおります。)
人事関係	当社の株主及び代表取締役社長であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(注) 提出者と割当予定先との関係の欄は、2026年6月12日現在(但し、割当予定先が保有している当社の株式及び当社新株予約権の数については2026年1月31日現在)のものです。

## c. 割当予定先の選定理由

## みずほ証券株式会社

当社は、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注)」欄第1項第(3)号に記載のとおり、今回の資金調達における手法の選択に際して、1) 上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注)」欄第1項第(1)号に記載の調達目的を達成するために適した手法であること、2) 株価への影響にも十分に配慮した仕組みとなっていることを重視した上で、多様な資金調達手法の比較検討を進めて参りました。

そのような状況の中、みずほ証券より提案があった本新株予約権のスキームが、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす最適なファイナンス手法であると判断しました。

当社は、みずほ証券が従前より当社に対して資本政策を始めとする様々な提案及び議論を行っており、当社の経営及び事業内容に対する理解が深いこと、国内の大手証券会社の一つであり、国内外に厚い投資家基盤を有しており、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の株式市場等における円滑な売却が期待されること、総合証券会社として様々なファイナンスにおける実績もあること等を総合的に判断した上で、同社を割当予定先として選定することといたしました。

なお、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権は、日本証券業協会会員であるみずほ証券による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

徳重 徹氏

上記のとおり、当社は、今回の資金調達における手法の選択に際して、1) 上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由 (1) 資金調達の主な目的」に記載の調達目的を達成するために適した手法であること、2) 株価への影響にも十分に配慮した仕組みとなっていることを重視した上で、多様な資金調達手法の比較検討を進めていたところ、当社代表取締役である徳重氏からも、自らも出資を行うことで自身の経営へのコミットメント及び当社の企業価値への自信を株主の皆様を示したい旨の申し出がありました。かかる徳重氏の申し出を受け、徳重氏も割当予定先として選定するとともに、徳重氏に割り当てる新株予約権については、行使価額の修正条項を設けない設計とすることで、株主の皆様と同じ目線に立ち、企業価値向上への強い意欲を構造的に担保するものとしました。

d . 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は955,300株であり、その内訳は以下の通りです(但し、上記「第1 募集要項」以下の各本新株予約権の「(2) 新株予約権の内容等」以下「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。 )。

第18回新株予約権(割当予定先：みずほ証券)：213,300株  
第19回新株予約権(割当予定先：みずほ証券)：213,300株  
第20回新株予約権(割当予定先：みずほ証券)：213,300株  
第21回新株予約権(割当予定先：みずほ証券)：213,300株  
第22回新株予約権(割当予定先：みずほ証券)：94,800株  
第23回新株予約権(割当予定先：徳重氏)：2,500株  
第24回新株予約権(割当予定先：徳重氏)：1,800株  
第25回新株予約権(割当予定先：徳重氏)：1,300株  
第26回新株予約権(割当予定先：徳重氏)：1,000株  
第27回新株予約権(割当予定先：徳重氏)：700株

e . 株券等の保有方針

みずほ証券株式会社

第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の割当予定先であるみずほ証券は、本割当契約(みずほ証券)上、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を得る必要があります。当社は、新株予約権の第三者への譲渡を承認する場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

なお、みずほ証券は、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しつつ速やかに売却していく方針であることを確認しております。

徳重 徹氏

第23回新株予約権乃至第27回新株予約権の割当予定先である徳重氏は、本割当契約(徳重氏)上、第23回新株予約権乃至第27回新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を得る必要があります。当社は、新株予約権の第三者への譲渡を承認する場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

徳重氏は、第23回新株予約権乃至第27回新株予約権について、適宜行使すること及びかかる行使により取得した当社普通株式を中長期的に保有する意向であることを口頭で確認しております。

## f. 払込みに要する資金等の状況

## みずほ証券株式会社

割当予定先であるみずほ証券からは、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の発行価額の総額の払込み及び第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、みずほ証券の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの2026年3月期決算短信(2026年5月15日発表)及びみずほ証券のホームページに掲載されているみずほ証券の2026年3月期決算短信(2026年5月18日発表)に含まれる貸借対照表から、みずほ証券及びその親会社における十分な現金・預金(みずほ証券:845,331百万円、株式会社みずほフィナンシャルグループ:61,567,751百万円)の存在を確認したことから、当社としてかかる払込み及び行使に支障はないと判断しております。

## 徳重 徹氏

割当予定先である徳重氏からは、2026年5月29日時点における金融機関の預金残高の写しを受領し、第23回新株予約権乃至第27回新株予約権の払込みに要する資金に相当する資産を保有していることを確認しております。第23回新株予約権乃至第27回新株予約権を行使するために必要な資金につきましては、同氏より、同氏の保有する当社普通株式を担保とする借入れにて対応できることを口頭で確認しております。

## g. 割当予定先の実態

## みずほ証券株式会社

割当予定先であるみずほ証券の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの株式は、東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場されております。みずほ証券は、金融商品取引業者としての登録を行い、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服しており、また日本証券業協会を始めとする日本国内の協会等に加加盟してあります。

また、みずほ証券は、株式会社みずほフィナンシャルグループにて制定のみずほグループの行動規範である「みずほの企業行動規範」を採択しており、当該規範において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断し、金融インフラ機能の健全性と安全性を確保します。」と定めており、かかる基本方針をホームページにおいて公表しております。また、当社は、みずほ証券がかかる基本方針に基づき、反社会的勢力等との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括部署を設置し、反社会的勢力関連の情報の収集・蓄積及び厳格な管理を行っていること等を、みずほ証券からヒアリングし確認しております。これらにより、当社は、みずほ証券は反社会的勢力等の特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

## 徳重 徹氏

徳重氏は当社代表取締役社長であることから、外部機関への調査依頼は行わず、公開情報のリサーチ及び本人からのヒアリング等の方法により、徳重氏が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されます。

但し、かかる定めは、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する株式を第三者に譲渡することを妨げません。

### 3 【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権のように、新株予約権を第三者割当の方法により発行して行う資金調達においては、通常、発行決議日に、全ての条件を決定いたします。

しかし、今回の資金調達においては、本新株予約権の発行と同時に本第1四半期決算及び「エストニア子会社設立に関するお知らせ」を公表しています。これらの公表の市場における受け止め方いかんによっては、本日(発行決議日)以降の当社の株価に影響があり得ますところ、当社としては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、仮にこれらの公表を踏まえた株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することは、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、株価の上昇を反映した上で本新株予約権の発行条件が決定されることがより適切であると考えています。そこで、当社は、これらの公表に伴う株価への影響の織込みのため、本日(発行決議日)時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定し、高い方の金額を踏まえて本新株予約権の発行価額を決定する予定です。

上記に従って、当社は、本日(発行決議日)時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役社長 野口真人)(以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。)に依頼しました。ブルータス・コンサルティングは、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社普通株式の流動性、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提(当社の資金調達需要が権利行使期間にわたって一様に分散的に発生すること、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権においては資金調達需要が発生している場合には当社による停止指定が行われないこと、割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うこととして、株価が下限行使価額(第23回新株予約権乃至第27回新株予約権においてはその行使価額)を上回っている場合において、権利行使期間にわたって一様に分散的な権利行使がされること、当社からの通知による取得が実施されないこと、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権においては当社の喫緊の資金需要等に応じ当社取締役会により各本新株予約権の絶対下限行使価額を下回らない範囲で下限行使価額修正決議がなされること等を含みます。)を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、ブルータス・コンサルティングが上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、本日(発行決議日)時点の第18回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の3,700円、第19回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の3,300円、第20回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の3,100円、第21回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,700円、第22回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,600円、第23回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,900円、第24回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,700円、第25回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,600円、第26回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,200円、第27回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の2,100円としています。なお、当社及び当社監査役による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の発行価額を最終的に決定する際に行いますが(判断結果については別途開示いたします。)、当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、ブルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、ブルータス・コンサルティングの算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額に基づき決定される本新株予約権の発行価額の決定方法は合理的であると判断しました。

また、当社監査役3名(うち社外監査役3名)全員より、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、上記の決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役会の判断は適法である旨の意見がなされています。

なお、第23回新株予約権乃至第27回新株予約権については、支配株主である徳重氏を割当対象としているため、支配株主との取引等に該当しているところ、支配株主との間で利害関係を有しない当社社外監査役3名全員から、以下の各点を確認し、審議を行った結果、第23回新株予約権乃至第27回新株予約権の発行は、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の見解を書面により取得しております。

- ( )第23回新株予約権乃至第27回新株予約権は、徳重氏が、今後も引き続き当社代表取締役社長として当社経営を遂行し、当社グループの中長期的な企業価値向上に対するコミットメントを示す観点から付与されるものであること
- ( )第23回新株予約権乃至第27回新株予約権の発行内容及び条件は、一般的な新株予約権発行の内容及び条件から逸脱するものではなく、適切なものであること
- ( )第23回新株予約権乃至第27回新株予約権の発行は、社内定められた規則及び手続きに従ってなされていること
- ( )第23回新株予約権乃至第27回新株予約権の発行価額は、プルータス・コンサルティングから当社宛に提出された評価報告書に記載された公正価値を参照した上で、当該算定結果である評価額と同額で決定されていること
- ( )利益相反を回避するため、第23回新株予約権乃至第27回新株予約権の発行に係る取締役会の審議及び決議には、支配株主に該当する徳重氏は参加しておらず、これにより取締役会の意思決定の公正性が確保されていること

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数の総数は最大955,300株(議決権9,553個相当)であり、2026年1月31日現在の当社発行済株式総数9,718,000株(2026年1月31日現在の総議決権数96,952個)に対して最大9.80%(当社総議決権数に対し最大9.85%)の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、当該資金調達により、上記「第1 募集要項 11 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の使途に充当することで、一層の事業拡大、収益力の向上及び財務体質の強化を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益力向上及び企業価値向上に寄与するものであると考えていることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、1) 本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数の総数最大955,300株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は680,563株であり、一定の流動性を有していること、かつ2) 当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
テラ株式会社	東京都世田谷区深沢2 丁目1-3-1406	3,855,500	39.77	3,855,500	36.20
徳重 徹	東京都世田谷区	1,319,700	13.61	1,327,000	12.46
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目5番1号	-	-	948,000	8.90
SAUDI ARAMCO ENTREPRENEURSHIP VENTURES COMPANY LIMITED (常任代理人 S M B C 日興 証券株式会社)	8783 DHAHRAN 4719- 34464 KINGDOM OF SAUDI ARABIA (東京都千代田区丸の内 1丁目5番1号新丸の 内ビルディング)	456,400	4.71	456,400	4.29
SBI4&5投資事業有限責任組 合	東京都港区六本木1- 6-1	224,200	2.31	224,200	2.11
VLI - SAベンチャーファンド 2号投資事業責任組合	東京都千代田区紀尾井 町4-1	153,000	1.58	153,000	1.44
ナントCVC2号投資事業有限 責任組合	東京都中央区築地6丁 目17-4	130,900	1.35	130,900	1.23
SBI4&5投資事業有限責任組 合2号	東京都港区六本木1- 6-1	127,300	1.31	127,300	1.20
ファーストブラザーズ株式 会社	東京都千代田区丸の内 2丁目4-1	110,900	1.14	110,900	1.04
神取 弘太	神奈川県相模原市南区	96,900	1.00	96,900	0.91
計		6,474,800	66.78	7,430,100	69.76

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、2026年1月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、「2026年1月31日現在の所有議決権数」(但し、割当予定先であるみずほ証券及び徳重氏については、本新株予約権の行使により交付される株式を全て保有した場合の所有議決権数)を、「2026年1月31日現在の総議決権数に本新株予約権の行使により交付されることとなる株式数の上限である955,300株に係る議決権数9,553個を加算した数」で除して算出しております。

4 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

5 割当予定先であるみずほ証券及び徳重氏の「割当後の所有株式数」は、みずほ証券及び徳重氏が、本新株予約権の行使により取得する当社株式を全て保有した場合の数であります。

6 上記「1 割当予定先の状況 e 株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先であるみずほ証券は、第18回新株予約権乃至第22回新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しつつ速やかに売却していく方針であるため、割当予定先であるみずほ証券は割当後における当社の大株主にはならないと見込んでおります。

**6 【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7 【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8 【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4 【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

**第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】**

該当事項はありません。

**第三部 【参照情報】****第1 【参照書類】**

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

**1 【有価証券報告書及びその添付書類】**

事業年度 第10期(自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)2026年4月30日関東財務局長に提出

**2 【半期報告書】**

該当事項はありません。

**3 【臨時報告書】**

- (1) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年6月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年4月30日に関東財務局長に提出
- (2) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年6月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書を2026年5月8日に関東財務局長に提出
- (3) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年6月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年5月25日に関東財務局長に提出

**4 【訂正報告書】**

該当事項はありません。

## 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2026年6月15日)までの間において変更及び追加すべき事由が生じております。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については、\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は以下の「事業等のリスク」に記載された事項を除き、本有価証券届出書提出日(2026年6月15日)現在においてその判断に変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

### [事業等のリスク]

有価証券報告書に記載した当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断上で重要であると考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

以下の記載のうち将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2026年6月15日)現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

#### (1) ドローンの安全性に対する社会的信用について(顕在化可能性：中 影響度：中 発生可能性のある時期：中期)

当社グループに限らず、ドローンに関する重大な事故が発生した場合には、ドローンの安全性に対する社会的信用が低下することにより、顧客からの需要低下、規制の強化等により市場の成長が減速する可能性があります。当社グループでは、事故を起こさないよう、安全性第一に努めておりますが、万が一、当社グループの製造した機体が墜落すること等により人や財産等に損害を与えた場合には、製造物責任賠償、リコールによる支払や費用発生及び社会的信用の失墜等により、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。製品の信頼性には万全の配慮をしておりますが、万が一、製品の欠陥が発生した場合には、その欠陥内容によっては多額の支払や費用発生及び社会的信用の失墜を招き、当社グループの経営成績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 経済安全保障及び防衛事業への参入について(顕在化可能性：中 影響度：大 発生可能性のある時期：中期)

近年、中東・ウクライナ情勢の緊迫化や米中間の政治・経済上の対立に加え、各国における安全保障政策及び輸出管理規制の強化などを背景として、経済安全保障に対する社会的要請が高まっております。また、無人航空機や関連デジタル技術は、防衛・安全保障分野における重要性が高まっており、当社グループを取り巻く事業環境も大きく変化しております。このような環境の下、当社グループは2026年3月に防衛事業へ参入しており、今後、防衛用途を含む無人航空機関連技術・サービスの提供を推進してまいります。当該分野においては、各国の安全保障政策、輸出入規制、経済制裁、各種法令及び許認可等への適切な対応が求められております。

当社グループでは、取引先スクリーニングや社内審査体制の整備、情報管理体制及びサイバーセキュリティ対策の強化等を通じて、経済安全保障上のリスク低減に努めております。しかしながら、各国の政策変更や規制強化への対応が不十分であった場合、あるいは意図せず関連法規等に抵触する取引等が発生した場合には、当社グループの社会的信用の低下、取引停止、行政処分、販売機会の逸失等につながる可能性があります。また、防衛事業においては、機微情報や技術情報を取り扱う機会が増加することから、サイバー攻撃、不正アクセス、人的情報漏洩等に起因する情報セキュリティリスクが従来以上に高まる可能性があります。これらへの対応が不十分であった場合には、当社グループの事業運営及び社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

## (3) 経営環境について(顕在化可能性：中 影響度：大 発生可能性のある時期：中期)

当社グループの事業領域である産業用ドローン市場では、国内外において大きな成長が見込まれております。国内では政府の規制整備やガイドライン整備など積極的な姿勢を受け、2022年12月にはレベル4(無人地帯での目視外飛行)である目視外飛行許可申請のルールが明確化されております。今後も産業用ドローン市場の創出及び拡大が続くものと考えておりますが、今後日本国政府の方針転換などが行われた場合には、当社グループの主要な事業領域の成長が鈍化し当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

国外でも同様に各海外子会社拠点国のドローン関連の法令の改正などが行われた場合には、展開事業領域の制限などが発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、ドローン産業は成長分野であると見做されており、従来他業種であった企業の参入が加速することによる競争激化が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当リスクについては、事業計画をモニタリングし、主に弁護士など専門家を通じた政府方針や関連法令のタイムリーな把握や国内だけに留まらない収益獲得エリアの分散化等によって対応を行っております。

## (4) 法規制、許認可について(顕在化可能性：中 影響度：大 発生可能性のある時期：特定時期なし)

当社グループはグローバル展開しており、海外子会社現地の法令又は法令解釈の変更等により、諸法令で要求される許認可等を新規取得する、または法令等を遵守する体制を構築する場合、追加の人財確保、その他のコンプライアンス関連のコストが必要になることが予想されます。今後の各国法規制の制定・改廃や当局の法令解釈の変更等が、当社グループの事業の範囲、業務遂行に必要なコストや事業に関するリスクに変更を生じさせ、業績及び事業の継続に影響を及ぼす可能性があります。

## (5) 災害、感染症等による影響について(顕在化可能性：小 影響度：大 発生可能性のある時期：特定時期なし)

当社グループでは、予期せぬ自然災害や事故等に備えクラウドシステムの利用などトラブルの事前防止又は回避に努めておりますが、当社グループ所在地や拠点、子会社近辺において、大地震等の自然災害等が発生した場合、当社グループ設備の損壊や電力供給の制限等の事業継続に支障をきたす事象が発生し、当社グループの事業及び業績並びに財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、感染症の流行によって被害を受けた場合は、販売や購買活動に直接的又は間接的に影響を及ぼす可能性があります。

## (6) 為替変動の影響について(顕在化可能性：大 影響度：小 発生可能性のある時期：短期)

当社グループは海外子会社各国においては現地通貨で資産・負債を保有しております。当社グループはグローバルで事業を行っており、米ドル及びユーロを中心とする為替レートの変動に伴う影響も受けます。また、当社グループの海外子会社の現地通貨建ての資産・負債等は、当社連結財務諸表作成の際に円換算されるため、財政状態は為替レートの変動による影響を受けます。連結財務諸表を作成するにあたっては現地通貨を円換算する必要があり、換算時に使用するレートによっては当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、為替相場の変動は中長期的には平準化されるものと考え、為替予約等は行っておりません。

## (7) サイバー攻撃等による情報セキュリティリスクについて

(顕在化可能性：中 影響度：大 発生可能性のある時期：特定時期なし)

当社グループは、事業運営において情報システムおよびネットワークに大きく依存しており、これらを通じて各種業務の遂行および財務情報の管理を行っております。このため、不正アクセス、マルウェア感染、ランサムウェア攻撃、標的型攻撃メールその他のサイバー攻撃を受けた場合、重要情報の漏えい、データの毀損・改ざん、システム停止等の事態が発生する可能性があります。

このような事態が発生した場合、事業活動の停止や遅延、顧客・取引先への影響、対応コストの発生に加え、情報の信頼性低下や内部統制への影響等により、当社グループの業績および財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。当社グループは、情報セキュリティ対策の強化、従業員教育および監視体制の整備等に努めておりますが、これらのリスクを完全に排除することはできません。

## 事業内容

## (8) M&amp;Aについて(顕在化可能性：中 影響度：大 発生可能性のある時期：特定時期なし)

当社は、今後の事業拡大等を目的として、M&Aも事業展開の選択肢として考えております。M&Aの実行前に想定されなかった事象がその実行後に判明あるいは発生した場合や、市場環境の変化等により事業展開が計画どおりに進まない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。このようなリスクを踏まえ、当社はM&Aの実行に際してビジネス・法務・財務等に関する詳細なデュー・デリジェンスを行い、各種リスクの低減に努めるとともに、PMI(M&A後の統合行為)を重点的に対応しながら着実に成果に結びつくよう取り組んでおります。また、段階出資によってリスクをミニマイズするとともに、市場環境の変化については早期の情報収集を行っております。

## (9) 知的財産権について(顕在化可能性：中 影響度：中 発生可能性のある時期：中期)

当社グループでは、第三者の知的財産権を侵害することのないように弁護士・弁理士等と連携し、啓蒙活動及び社内管理体制を強化しておりますが、当社グループの事業分野における知的財産権の現況を完全に把握することは困難であり、当社グループが把握できないところで第三者が既に特許・著作権・その他知的財産を保有している可能性は否めません。また、今後当社グループの事業分野において第三者が当社グループより早く特許・著作権・その他知的財産を保護し、損害賠償又は使用差止等の請求を受けた場合は、当社の業績に何らかの影響を及ぼす可能性があります。

## (10) 訴訟リスクについて(顕在化可能性：低 影響度：中 発生可能性のある時期：特定時期なし)

当社グループの事業分野において、第三者が当社グループより早く特許権・著作権・その他知的財産権が認められ、当社が高額の対価、損害賠償、又は使用差止等の請求を受けた場合や、事業活動を行う中で、当社グループが提供するサービス・システムに不具合・障害が生じた場合や契約不適合が生じた場合など、予期せぬトラブルの発生等により訴訟を提起された場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。このような事実が判明した場合に備え、弁護士・弁理士等と連携し解決に努める体制を整えております。

## (11) 製造物責任法について(顕在化可能性：低 影響度：中 発生可能性のある時期：特定時期なし)

当社は、ドローン本体と本体に取り付けるレーザを販売しております。予期せぬトラブルにより万が一ドローンが墜落した場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。なおレーザが起因のトラブルに関しては当社が製造物責任を負うこととなっております。

## (12) 外国為替及び外国貿易法について(顕在化可能性：低 影響度：中 発生可能性のある時期：特定時期なし)

当社は、国外へのドローン販売や保有ドローン修理目的の輸出を行っております。関税法上、「輸出」とは内国貨物を外国に向けて送り出すことと定められており、輸出の際の重要なコンプライアンスとして、安全保障貿易管理(所管:経済産業省)があります。安全保障貿易管理制度は、リスト規制、キャッチオール規制で構成されており、ドローンは、法令用語では無人航空機となりリスト規制品となります。予期せぬ法令の改正等によりドローンの輸出規制が強化された場合には当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (13) 仕入価格の高騰について(顕在化可能性：中 影響度：中 発生可能性のある時期：中期)

当社グループでは、特定の仕入先からでない入手できない原材料はありませんが、材料、製品等は輸入品を使用し、為替等の変動によって一時的に当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (14) 海外事業展開について(顕在化可能性：大 影響度：小 発生可能性のある時期：中期)

当社グループでは、海外での事業活動・グローバル展開を成長戦略の軸の一つとして積極的に行い、今後も中長期的な成長の実現を目指してまいります。特定地域への依存を避けることによってリスク低減を図るものの、国際情勢や各国特有の政治経済、売掛金の回収リスク、カントリーリスク等の問題発生によって、当社グループの事業の運営に影響が発生し、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (15) 海外拠点等における事故発生およびそれに伴う財務報告・開示遅延リスクについて

(顕在化可能性：中 影響度：大 発生可能性のある時期：特定時期なし)

当社グループは、海外子会社を含む国内外の複数の拠点において事業活動を展開しております。これらの拠点において、火災、爆発、自然災害、設備事故その他の不測の事態が発生した場合、従業員の安全確保や事業活動の停止・遅延等の影響が生じる可能性があります。また、このような事態が発生した場合には、現地における事実関係の把握や関係当局への対応等に相当の時間を要することがあり、その結果として、決算・財務報告プロセスや監査手続に遅延が生じ、適時開示や有価証券報告書の提出等が期日どおりに行えない可能性があります。

当社グループは、安全管理体制の強化および内部統制の整備・運用に努めておりますが、これらのリスクが顕在化した場合には、当社グループの業績、財政状態および社会的信用に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 組織体制

## (16) 事業の拡大に応じた経営管理体制について(顕在化可能性：中 影響度：大 発生可能性のある時期：特定時期なし)

当社グループは、業容の拡大及び従業員の増加に合わせて内部管理体制の整備を進めており、今後も一層の充実を図る予定ですが、適切な人的・組織的な対応ができずに、事業規模に応じた事業体制、内部管理体制の構築が追いつかない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、今後の事業拡大に向けて特に事業経験、技術力の高い人財の確保が必要となりますが、採用が計画どおり進まなかった場合、あるいは事業経験、技術力の高い人財が大量に流出した場合には、事業拡大の制約となり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (17) 人財の育成・確保について(顕在化可能性：中 影響度：大 発生可能性のある時期：特定時期なし)

当社グループは今後のさらなる事業拡大に向け、引き続き、人財の採用を積極的に進めていく予定であり、また処遇や勤労環境の改善等に継続的に取り組んでおります。わが国では、経済産業省が公表している「DXレポート～ITシステム「2025年の崖」克服とDXの本格的な展開～」にも記載されている通り、国内の人的リソースの不足が見込まれている中、当社グループが、今後、運航管理事業の拡大に向けて十分な人財採用を実現できなかった場合、事業拡大の遅延等により当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (18) 代表取締役社長の兼任について(顕在化可能性：低 影響度：中 発生可能性のある時期：中期)

当社代表取締役社長である徳重徹は、Terra Charge株式会社(以下、TC社)の代表取締役社長を兼任しております。徳重徹は、先ず次世代モビリティであるEV産業事業の創出のため2010年4月にTerra Motors株式会社(以下、TM社)を設立しましたが、同社の新規事業として開始したドローン事業をスピンアウトして当社を設立した経緯があります。その後TM社は、2024年2月に会社分割し、TM社の社名をTC社に変更しております。(会社分割により新設された会社がTM社の社名を継承しておりますが、徳重徹は同社の役員に就いておりません)。TC社の代表取締役社長として業務を行っているため、業務時間や勤務場所の面でTC社にも割振りされる格好になりますが、基本的に当社での業務執行に高めの比重を充てております。なお、TC社における、徳重徹の主な役割や業務内容等は以下の通りです。

「EV充電事業」という新規事業の拡大・強化(販路開拓等)において、会社の顔として高い知名度と強い牽引力を持って事業を推進しております。

ステークホルダーに対する信用力や責任性の訴求等、大手企業からの出資や融資を受ける事案等の重要局面にあたっては、会社を代表する徳重徹の信用力によって実現しております。

メディアや講演においても、代表者としての露出によって、企業価値の向上を行っていると考えており、社外取締役の招聘や人財の採用においても、徳重徹が代表している事が奏功しております。

TC社の代表取締役社長を徳重徹が兼任していることに伴い、兼務の状況に関するモニタリング体制等は以下の通りです。

## (a) 利益相反防止体制

利益相反に係る意思決定は全て取締役会決議を行っており、当該決議に際しては、徳重徹を除いた取締役4名(うち社外取締役2名)によって意思決定を行うことにより、利益相反を防止する体制を構築しております。また、監査役監査において利益相反に係る事項をモニタリングする体制を構築しています。TC社と当社は、徳重徹が代表取締役社長を務めることを除いて現状TC社からも当社からも出資の状況はなく、事業取引面、資金面、人員面等における関係は全く有しておらず、TC社との間で利益相反事項が生じる可能性は低いと考えております。

## (b) 代表取締役社長業務への支障の有無

当社では、業務分掌体制や業務執行を担う幹部陣等への権限委譲を適切に推し進めることで組織的な企業運営体制を構築しており、TC社でも同様の体制を構築している旨確認しております。その結果、両社の代表取締役社長固有の業務(取締役会出席、稟議決裁、投資家対応等)に与える影響は限定的であり、従前より徳重徹は代表取締役社長としての職務執行が十分に可能な状態にあります。また、今後も優秀な幹部人財の採用等により同様の体制を維持・継続していく方針です。しかしながら、優秀な幹部人財の維持・確保が想定どおりに行えない等、現状の体制が維持できないような場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (c) モニタリングの具体的なチェック項目

当社では、上記(a)や(b)の確認・検証を含めて、任意の指名・報酬委員会を設置し、「代表取締役社長兼務体制に対するモニタリングのガイドライン」を定め、基本的に四半期に一度、また必要に応じて更にその頻度を高める建付けで、兼務の状況についてモニタリングを行い、懸念・問題事項が発生した場合、速やかに委員会を開催し、要改善を代表取締役社長へ提言する運用としております。また、次回委員会開催時に代表取締役

社長の活動状況に改善が見られなかった場合、指名・報酬委員会委員である独立社外取締役より、他社兼務体制を解消すべき旨を代表取締役社長へ通知する事としております。

定量確認事項	モニタリング観点
業務執行状況	他社業務に偏ることで、当社業務にあたる時間が不合理に減らされていないか
重要会議体への関与状況	取締役会・経営会議等の重要会議体へ適切に関与しているか
社長活動状況	各社の社長業務を適切に切り分け、利益相反行為等は発生していないか
稟議決裁状況	必要な稟議について、適時適切に決裁が行われているか
マネジメント状況	当社のマネジメントにあたり、他社業務を行うことによる不都合は発生していないか
その他	事業上のコンフリクトは発生していないか
定性確認事項	
株主期待に応えるパフォーマンス	業績進捗や株価動向また株主からの意見など、投資家視点からみた場合において、代表取締役社長兼務が当社経営に支障をきたしていないことを十分検証しているか、さらにはそれらの内容を株主に説明できるかどうか
その他	上記事象に限らず、代表取締役社長兼務が当社経営に及ぼす影響を総合的に検証する

## (19) 「Terra(テラ)」について(顕在化可能性：低 影響度：中 発生可能性のある時期：特定時期なし)

当社はTerra(テラ)を社名の冠に付しており、「テラ」の音や綴りは、徳重徹がファウンダであるTerra Motors社、代表取締役社長であるTerra Charge社等と同じになります。当社事業は、各社と領域が異なり「テラグループ」の表現などを使用せず各社ともロゴを分け、Terra Motors社に関しては徳重徹は経営に関与しておりません。万が一、Terra Motors社、Terra Charge社に起因して生じた財務内容、信用状況、業績等に関するマイナスイメージ等が発生した際、当社も同一視された場合には、レピュテーションリスクが生じるおそれがあります。その場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (20) 特定人物への依存について(顕在化可能性：中 影響度：中 発生可能性のある時期：中期)

当社の代表取締役である徳重徹は、新規事業の推進や経営戦略の全般についての役割を担っております。具体的には、大手企業との業務提携や新規先との契約締結、また出資や融資を受ける事案等、重要局面にあたり会社を代表する徳重徹の信用力や、メディアや講演における代表者としての露出による企業価値の向上、人材採用において、徳重徹が代表取締役である事が奏功しております。その一方で当社は、特定の人物に依存しない体制を構築すべく、創業当時から、代表の徳重徹から業務執行取締役2名及び執行役員らに対して裁量と責任が与えられ、確りと権限委譲がなされております。また、経営戦略の実行については、関係会社(子会社・関連会社)各社の経営陣に権限を委譲するなど組織体制の強化を図り、徳重徹に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により徳重徹の当社グループにおける業務執行が困難になった場合、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (21) 情報漏洩について(顕在化可能性：低 影響度：中 発生可能性のある時期：中期)

当社グループは、顧客や取引先に関する機密情報及び個人情報等を有しております。これらの情報を守ることを重大な社会的責務と認識し、情報の適切な取扱い・管理・保護・維持に努めております。しかしながら、万が一、情報漏洩等の問題が発生した場合には、社会的信用の失墜や損害賠償責任のために多額の費用負担が発生する可能性があり、当社グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。当リスクについて、当社はISMS認証(ISO27001)を取得しており、情報セキュリティ体制の構築を図っております。

## 財務その他

## (22) 固定資産の減損について(顕在化可能性：中 影響度：中 発生可能性のある時期：中期)

当社グループは、固定資産の時価が著しく低下した場合や事業の収益性が悪化した場合には、固定資産減損会計の適用により固定資産について減損損失が発生し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

## (23) 新株予約権行使による株式の希薄化について(顕在化可能性：大 影響度：小 発生可能性のある時期：短期)

当社グループでは、取締役、従業員等のインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は1,142,200株であり、発行済株式総数及び潜在株式数の合計10,887,500株の10.49%に相当します。また今後においてもストック・オプション制度を活用していくことも考えられ、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

## (24) M&amp;Aに伴うのれんの減損に関するリスクについて(顕在化可能性：大 影響度：小 発生可能性のある時期：中期)

当社グループでは、事業規模の更なる拡大と機動性の確保を目指して、海外を含む将来性のある企業を積極的に買収し中長期的な成長の実現を目指してまいります。各国経営陣の判断により今後の成長が大きく期待できる企業を買収の対象とすることでリスク低減を図っているものの、黎明期市場の企業を買収することによるのれんの減損が当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (25) 配当政策について(顕在化可能性：中 影響度：小 発生可能性のある時期：中期)

当社グループは、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、設立以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。しかし、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針です。内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく方針であります。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

Terra Drone株式会社 本店  
(東京都渋谷区南平台町2番17号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第五部 【特別情報】

#### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。